

ISSN 1347-1724



日本生活支援工学会誌

December 2024 Vol.24 No.2
日本生活支援工学会



日本福祉大学 大学院 社会福祉学研究科 社会福祉学専攻 修士課程<通信教育>

本学独自の双方向型の通信教育システムにより
医療・福祉・教育等の実践現場において
指導的・中核的な役割を担う、
高度専門職業人を養成。



入学情報の詳細は
こちらから



本課程では、日本福祉大学大学院がこれまで培ってきた大学院教育の豊富な経験・蓄積を活かし、臨床と政策の両方を見通せる優れた実践者・研究者・指導者を養成しています。

専攻の特徴

- ・伝統ある指導体制と充実したプログラム
- ・全国どこでもITシステムを活用して研究・学習が可能
- ・質の高い修士論文執筆に向けた、きめ細やかな指導体制
- ・社会人にとって学びやすいスクーリング

詳しくは、ホームページをご覧ください。

<https://www.n-fukushi.ac.jp/gs/divisions/sowe/index.html>

【修業年限】2年 【入学定員】30名 【授与学位】修士(社会福祉学)



日本福祉大学 大学院

〒460-0012 名古屋市中区千代田 5-22-35

TEL 052-242-3050

<https://www.n-fukushi.ac.jp/gs/>



修士課程

- 社会福祉学研究科 心理臨床専攻
社会福祉学専攻(通信教育)
- 医療・福祉マネジメント研究科

- 国際社会開発研究科(通信教育)
- 看護学研究科【東海キャンパス】
- スポーツ科学研究科【美浜キャンパス】

博士課程

- 福祉社会開発研究科 社会福祉学専攻
国際社会開発専攻(通信教育)
福祉経営専攻

目 次 (24巻2号, 2024年12月)

巻頭言

「介護の世界のこれからを考える」

大野 悅子 1

解説

「ロボット技術の介護利用における重点分野」の改訂

渡辺 信彦 2

合理的配慮の提供に関する障害者の意識調査

梶尾 武志 10

共生社会におけるアクセシブルサービス JIS 開発の経緯と活用

森川 美和 金丸 淳子 米田 儀子 16

政府の取組み

総務省 情報流通行政局 情報流通振興課 情報活用支援室 / 地上放送課

22

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課

24

厚生労働省 職業安定局 高齢者雇用対策課

25

厚生労働省 職業安定局 障害者雇用対策課

26

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室

30

厚生労働省 老健局 高齢者支援課

32

経済産業省 イノベーション・環境局 國際標準課

33

関係機関の取組み

国立研究開発法人 情報通信研究機構 (NICT)

34

国立研究開発法人 科学技術振興機構 (JST)

35

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 (SMRJ)

36

公益財団法人 テクノエイド協会 (ATA)

40

公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団

41

一般社団法人 日本福祉用具・生活支援用具協会 (JASPA)

42

研究機関等の取組み

山梨県産業技術センター

44

研究紹介

医療・介護事故を減らす効果的な安全教育とは

越野 八重美 45

会告

広告 日本福祉大学, パラマウントベッド株, 株松永製作所

47

CONTENTS -Vol. 24 No. 2-

Considering the Future of the Caregiving Field	Etsuko OHNO	1
Reviews		
Revision of Priority Fields in the Use of Robot Technology for Long-term Care	Nobuhiko WATANABE	2
Survey on the Awareness of the Provision of Reasonable Accommodation Among Individuals with Disabilities	Takeshi KAJIO	10
Background and Application of JIS Development on Accessible Services in a Symbiotic Society	Miwa MORIKAWA, Junko KANAMARU and Noriko YONEDA	16
Communications		
Digital Inclusion and Accessibility Division / Terrestrial Broadcasting Division, Information and Communications Bureau, MIC		22
Special Needs Education Division, Elementary and Secondary Education Bureau, MEXT		24
Employment Measures for the Elderly Division, Employment Security Bureau, MHLW		25
Employment Measures for the Persons with Disabilities Division, Employment Security Bureau, MHLW		26
Policy Planning Division, Department of Health and Welfare for Persons with Disabilities, MHLW		30
Division of the Support for the Elderly, Health and Welfare Bureau for the Elderly, MHLW		32
International Standardization Division, Innovation and Environment Policy Bureau, METI		33
National Institute of Information and Communications Technology (NICT)		34
Japan Science and Technology Agency (JST)		35
Organization for Small & Medium Enterprises and Regional Innovation (SMRJ)		36
The Association for Technical Aids (ATA)		40
Foundation for Promoting Personal Mobility and Ecological Transportation		41
Japan Assistive Products Association (JASPA)		42
Yamanashi Industrial Technology Center		44
Research Introduction		
Effective Safety Training to Reduce Medical and Nursing Care Accidents	Yaemi KOSHINO	45
Announcement		47

「介護の世界のこれからを考える」

Considering the Future of the Caregiving Field



(医) 弘善会 介護老人保健施設アロンティアクラブ
施設長 大野 悅子
(一社) 日本生活支援工学会 代表理事(会長)

世界中を席捲した新型コロナウイルス感染症が、R5年5月8日に2類から5類感染症へと移行して約1年半がすぎました。感染予防の観点から、ご利用者・ご家族、そしてスタッフにも面会禁止をはじめ様々な制限を課していた介護の現場も、徐々に通常の運営体制に戻ってきています。もともと少子高齢化が進む中で介護人材の不足が指摘されていましたが、種々の産業界が動き出し、労働者の売り手市場と言われる現況では、さらなる人手不足が介護業界に重くのしかかっています。外国人人材の活用も、諸外国との人材の確保競争が始まり、また、人材の供給国自体が近い将来高齢化社会を迎えると言われています。元気高齢者の介護助手採用なども実施されていますが、まだまだ応募者は少数にとどまっています。

先日、上海の医療・介護 Forum に参加してきました。中国でも、従来の福祉機器はもちろんですが、少子高齢化の急速な進行に対応するために、介護でのデジタルトランスフォーメーションの推進、高齢者ケアへのスマートヘルスケア管理の導入などが盛んに講演されていました。日本でも、ロボット・AI・ICT を駆使したケアシステムは、それまで経験の積み重ねなどで行われてきた見守りや移乗などの介護の難しさを減少させ、必要なスタッフ数を減らし、介護職に就くハードルを下げ、また、離職を減らすなど、人材不足を補う良い方法となるでしょうし、日本だけでなく、海外への輸出産業にも成長すると思われます。しかし、従来の福祉機器あれ、ロボット・AI・ICT あれ、対人での機器となることから、倫理や法や社会学などの多視点での基盤・ルールつくりが必須となりますし、せっかく開発されたものが現場の状況にそぐわないと導入が進みませんし、エビデンスの蓄積・解析によるフィードバックも必要です。もちろん、社会の高齢化は広く世界におこっており、そのための機器の開発にどの国も力を入れている現在、諸外国との開発競争は今後ますます熾烈なものとなることが予想されます。これらに対しては、研究機関、産業界、行政、そして介護の現場が多視点で議論できる場があつてはじめて効率よく進められるでしょう。今回、今までの諸先生方の多大なご努力で広がってきた日本生活支援工学会の活動のすそ野を介護の現場においてさらに充実させるようにとのことで、私が代表理事にご指名いただいたと存じます。今まで代表理事を務められたご高名な先生方と異なり、現場しか存じませんが、精いっぱい頑張りますので、どうぞよろしくお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

「ロボット技術の介護利用における重点分野」の改訂

渡辺 信彦

Revision of Priority Fields in the Use of Robot Technology for Long-term Care

Watanabe Nobuhiko

1. はじめに

我が国の高齢化率は年々上昇しており、令和32年には65歳以上人口比率は40%近くになることが見込まれています。日本は世界に先駆けて超高齢社会を迎えた課題先進国として、社会福祉に関する様々な課題に取り組んでまいりました。高齢者の自立支援促進や介護人材不足等の課題解決に向けた取り組みは、近年ますますその重要性及び必要性が高まっています。

こうした中、経済産業省と厚生労働省は介護現場のニーズに即した機器の開発や導入を進めるため、「ロボット技術の介護利用における重点分野」(以下、単に重点分野という。)を平成24年11月に策定しました。経済産業省ではこの重点分野に基づき、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)を通じ、介護現場の課題を解決するロボット介護機器の開発支援を行っています。近年では、技術進展が進むICT技術を活用した機器開発も行われており、例えば見守りや介護業務支援の分野では、従来人手に委ねられていた介護状態の観察や記録、申し送り、介護請求書類作成等の平準化・効率化が可能となり、機器の導入によって介護職員の業務負担の軽減や介護サービスの質の向上につながっている事例もみられます。

重点分野は平成24年11月の策定以降、平成26年2月、平成29年10月の改訂を経て、令和6年6月に3度目の改訂を行ったところ、この解説では重点分野の経緯と今回改訂に至った背景及び改訂内容についてお伝えいたします。

2. 「ロボット技術の介護利用における重点分野」策定及び改訂の経緯

重点分野の策定にあたっては、日本再生戦略(平成24年

7月31日閣議決定)が契機となりました。日本再生戦略では、ライフ成長戦略の重点施策の一つとして「ロボット技術による介護現場への貢献や新産業創出／医療・介護等周辺サービスの拡大」が掲げられ、重点分野を特定した上で、安全性や性能の評価手法を確立し、適切な実証の場を整備することとされました。これを受け、経済産業省や厚生労働省等の調査を踏まえ、ロボット介護機器の開発・実用化にかかる重点分野として、平成24年11月に4分野5項目(移乗介助(装着、非装着)、移動支援、排泄支援、認知症の方の見守り)を両省で定めました。

重点分野策定当初においては(1)要介護者の自立支援促進と介護従事者の負担軽減に資するものであること。ただし、医療機器としての開発が適当であるものは対象としないこと、(2)介護現場におけるロボット利用に関する先行調査結果、経済産業省と厚生労働省が行う利用者への意見聴取等において、ニーズや関心の高い分野であること、(3)潜在的な利用者が多いと考えられる分野であること、(4)ロボット技術の利用が合理的な分野であることの4点が重点分野の特定に向けた考え方となっており、今後の科学技術や社会状況の変化に応じて、適宜見直しを行うことも定めました。

重点分野策定後、日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)では、「国民の『健康寿命』の延伸」の重点施策として「ロボット介護機器開発5カ年計画の実施」が掲げられ、介護現場の具体的なニーズに応える安価で実用性の高いロボット介護機器の開発が進められました。さらに、内閣府特別世論調査「介護ロボットに関する特別世論調査」(平成25年9月12日公表)等を参考に、改めてロボット技術の介護利用に関するニーズについて調査を行ったところ、新たに

ロボット介護機器の開発を重点的に進めるべき分野が明らかになったため、平成 26 年 2 月に重点分野改訂を行い、新たに 3 項目（移動支援（屋内）、見守り（在宅）、入浴支援）を追加し、合計 5 分野 8 項目をロボット介護機器の開発・実用化に係る重点分野としました。

1 度目の重点分野改訂後、「未来投資戦略 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）において、ロボット介護機器の開発に關し、自立支援等による利用者の生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減の実現を掲げるとともに、ロボット介護機器の開発重点分野の再検証を行い、戦略的な開発の方向性を取りまとめて、新たな開発支援対象に反映させることになりました。さらに平成 28 年度には、介護現場と開発企業が協議し介護現場のニーズを反映したロボット介護機器開発の提案内容を取りまとめるニーズ・シーズ連携協調協議会を設置するとともに、介護分野におけるコミュニケーションロボットの活用に関する大規模実証試験を実施したところ、新たに開発・実用化を重点的に進めるべきロボット介護機器が明らかになりました。このため、2 度目の重点分野改訂を行い、1 分野 5 項目（移動支援（装着）、排泄支援（排泄予測、動作支援）、見守り・コミュニケーション（コミュニケーション）介護業務支援）を追加して、合計 6 分野 13 項目としました。

このように、重点分野は、平成 24 年に経済産業省と厚生労働省にて策定以降、その時々の科学技術や社会状況の変化に応じて見直しを行っており、この度、令和 6 年 6 月に前回改訂から 7 年ぶりの改訂を行いました。

3. 改訂した重点分野について

3.1 全体

令和 6 年 6 月 28 日、経済産業省は厚生労働省と共に、昨今の ICT・IoT 技術を用いたデータ利活用が進む状況や、介護現場における新たな社会課題を踏まえた革新的な機器の開発促進・普及を目指すため、重点分野の改訂を行うとともに、名称を「介護テクノロジー利用の重点分野」に変更する旨をプレスリリースしました。同改訂では、新たに 3 分野（機能訓練支援、食事・栄養管理支援、認知症生活支援・認知症ケア支援）を追加して合計で 9 分野 16 項目とし、既存の分野・項目の定義文についても必要な見直しを行いまし

た。

以降、新規分野及び既存分野の見直しについて解説いたします。

3.2 新規分野

3.2.1 機能訓練支援

1) 新規追加の背景

近年、介護サービスにおいて利用者の自立支援が一層求められるようになり、「機能維持・改善」に関連する各種加算が新設・改定されています。その一方で、特別養護老人ホームや通所介護事業所において配置されている機能訓練指導員のうち、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等のリハビリテーション専門職の資格を有する者は多くなく、機能訓練に際してより専門的な知見にアクセスできるようになることが期待されています。

令和 4 年度に AMED で実施した「ロボット技術の介護利用における重点分野の見直しに関する調査」（以下、単に令和 4 年度調査という。）において有識者によるワークショップを実施したところ、「身体機能等を客観的に評価することでケアの個別性が生まれ、間接業務の効率化を図ることが従事者の業務負担軽減につながる」、「機能評価や訓練などを均質に、簡便に行う機器は介護現場で強く求められている」といった意見があり、機能評価や訓練を均質に、簡便に行う機器に対する介護現場のニーズが大きいことが確認されました。こうした背景を踏まえ「機能訓練支援」を新たに重点分野として追加することとしました。

2) 定義・イラストについて

上記の背景や議論を踏まえ、定義は以下としました。

- 介護職等が行う身体機能や生活機能の訓練における各業務（アセスメント・計画作成・訓練実施）を支援する機器・システム
(定義)
 - 高齢者等の生活機能の維持・向上を行い、要介護度の維持・改善のために、介護職等が行う身体機能や生活機能の訓練における業務を支援する機器・システムとする。
 - 訓練におけるアセスメント・計画作成・訓練実施の一連の業務の一部、もしくは全体を支援することにより介護サービスの質の向上とともに、職員の負担軽減等

が図られる機器・システムとする。

- 収集された情報は、介護記録システムやケアプラン作成支援ソフト、科学的介護情報システム（LIFE）等と連携可能（介護記録システムから科学的介護情報システム（LIFE）と連携することも含む）であれば、加点評価する。
- 収集された情報が、介護職や家族に共有され、訓練の実施状況や効果がフィードバックされるものであれば、加点評価する。
- 収集された情報が、医療職（リハビリテーション専門職や医師等）に共有され、効果的な訓練の実施が期待されるものであれば、加点評価する。

イラストについては、アセスメント・計画作成、訓練実施のそれぞれの場面を表現し、訓練におけるアセスメント・計画作成・訓練実施の一連の業務の一部、もしくは全体を支援する機器・システムが対象であることを明確化するために具体的な機器・システムの利用シーンを視覚的に表現しました。



図1 機能訓練支援イラスト

3.2.2 食事・栄養管理支援

1) 新規追加の背景

令和3年度の介護報酬改定では、栄養スクリーニング加算に口腔スクリーニングの評価が加わり、「口腔・栄養スクリーニング加算」が新設されるなど、高齢者の健康における口腔と栄養の重要性が改めて見直されています。こうした中で、介護老人福祉施設では、介護職員の業務時間の約2割が口腔や食事に関するケアに費やされており、介護職員にとって大きな負担となっています。

また、令和4年度調査での有識者によるワークショップやヒアリング調査においても、「栄養管理」という観点から、食事摂取に応じてカロリー等が計算され、介護記録に自動

転記できるような機器・ソフトウェアがあると良い、「在宅において時間がかかり、かつリスクの高い「食事の見守り」ができる機器があると良い」といった意見があり、食事・栄養管理に資する介護テクノロジーのニーズが大きいことが確認されました。こうした背景を踏まえ「食事・栄養管理支援」を新たに重点分野として追加することとしました。

2) 定義・イラストについて

上記の背景や議論を踏まえ、定義は以下としました。

- 高齢者等の食事・栄養管理に関する周辺業務を支援する機器・システム

(定義)

➤ 誤嚥を検知する機器・システムまたは栄養管理を支援する機器・システムとする。それらは以下の機能を持ち、介護サービスの質の向上とともに、職員の負担軽減等が図られるものとする。

- ✓ 誤嚥を検知する機器・システムは、高齢者等の誤嚥発生や誤嚥リスクを検知し、通知により介護従事者等の支援を行い、かつ、情報・データの蓄積ができるものとする。
- ✓ 栄養管理を支援する機器・システムは、高齢者等の食事摂取内容等を把握し、情報・データの蓄積ができるものであり、かつ高齢者等の特有の課題（低栄養等）を把握するものとする。

➤ 収集された情報は、介護記録システムやケアプラン作成支援ソフト、科学的介護情報システム（LIFE）等と連携可能（介護記録システムから科学的介護情報システム（LIFE）と連携することも含む）であれば、加点評価する。

➤ 収集された情報が、管理栄養士や介護職員等の多職種に共有され、栄養改善に資する食事の提供や栄養管理業務の効率化が期待されるものであれば、加点評価する。

イラストについては、誤嚥を検知する機器・システムと栄養管理を支援する機器・システムが対象であることを明確化するために具体的な機器・システムの利用シーンを視覚的に表現しました。

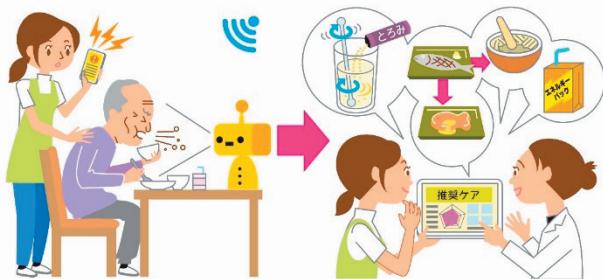


図2 食事・栄養管理支援イラスト

3.2.3 認知症生活支援・認知症ケア支援

1) 新規追加の背景

認知症施策推進大綱（令和元年6月18日閣議決定）や認知症基本法（令和6年1月1日施行）においては、認知症になってしまっても暮らしやすい社会を目指し、認知症バリアフリーの推進や研究開発の推進が基本施策として掲げられています。さらに、令和3年度の介護報酬改定では、認知症関連加算の見直しが盛り込まれるなど介護サービス事業者における認知症対応力向上が求められています。

また、令和4年度調査での有識者によるワークショップやヒアリング調査においても、「BPSD (Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia: 認知症の行動・心理症状) の要因を特定し、ケアの改善ポイントを示すような機器のニーズがある」、「今後益々重要性の高まる認知症に対する研究開発、商品開発、市場普及は不可避」といった意見があり、認知症生活支援・認知症ケア支援に対するニーズが大きいことが確認されました。こうした背景を踏まえ「認知症生活支援・認知症ケア支援」を新たに重点分野として追加することとしました。

2) 定義・イラストについて

上記の背景や議論を踏まえ、定義は以下としました。

- 認知機能が低下した高齢者等の自立した日常生活または個別ケアを支援する機器・システム

(定義)

- 認知機能が低下した高齢者等の自立した日常生活または個別ケアを支援する機器・システムとする。それらは以下の機能を持つものとする。
 - ✓ 高齢者等の認知機能の低下による日常生活のしづらさを解消し、高齢者等が操作しやすい工夫や介助者に情報共有される機能を持ち、日常生活の

自立性の向上を支援するもの。なお、認知機能が低下した高齢者等の支援に特化したものとする。

- ✓ 認知機能が低下した高齢者等の認知機能、生活環境、表情等の情報を収集・蓄積し、それを基に、高齢者等の個々の特性に合わせた介護サービス提供を支援する機能を持ち、介護サービスの質の向上とともに、職員の負担軽減等が図られることを支援するものとする。

- 収集された情報は、介護記録システムやケアプラン作成支援ソフト、科学的介護情報システム（LIFE）等（介護記録システムから科学的介護情報システム（LIFE）と連携することも含む）と連携することが可能であれば、加点評価する。
- 収集された情報が、介護支援専門員や地域包括支援センターも含む多職種に共有され、個々の特性に合わせた介護サービス提供を支援することが可能であれば、加点評価する。

イラストについては、認知機能が低下した高齢者等の自立した日常生活または個別ケアを支援する機器・システムが対象であることを明確化するために具体的な機器・システムの利用シーンを視覚的に表現しました。



図3 認知症生活支援・認知症ケア支援イラスト

3.3 既存分野の見直し

3.3.1 移乗支援（装着）

改訂前の定義では介助者の腰の負担の軽減に限定されているように見えててしまうことから、「腰」に限らず、「身体」の負担軽減に資するものを定義とする見直しを行いました。また、移乗場面はベッドや車いす、便器間に限らないこと、移乗介助にあたっては、介助者の負担軽減のみならず、被介助者である高齢者等が、負担なく、安全に、安心して移乗できることが求められること、機器は介護従事者や高齢者等

を支援するものであること、複数人ではなく介助者が一人で移乗支援できることにニーズがあることを踏まえ、定義に追記を行いました。

3.3.2 移乗支援（非装着）

移乗動作は抱え上げ動作に限らないことや、移乗を支援する手段は、介助者のパワーアシストに限らないことを踏まえ、定義の修正を行いました。また、移乗場面はベッドや車いす、便器間に限らないこと、移乗介助にあたっては、介助者の負担軽減のみならず、被介助者である高齢者等が、負担なく、安全に、安心して移乗できることが求められることを踏まえ、定義に追記を行いました。また、重点分野が開発支援のみならず、導入支援においても活用されることを踏まえ、定義の表現を分かりやすくするため修正をしました。

3.3.3 排泄支援（排泄予測・検知）

排泄「前」の予測にとどまらず、排泄「後」の検知や、排泄したかどうか、そのタイミングを把握することにもニーズがあるため、定義に「検知」の内容も追記することとしました。技術進展に伴い、生体情報に限らず、温度や湿度等の環境変化からの検知を行える可能性があることや、予測・検知の対象となる排泄物として「排尿」・「排便」どちらにもニーズがあり、かつその区別が可能な機器開発の可能性があることを踏まえ、定義に追記を行いました。また、介助者の負担軽減だけではなく、高齢者等の自立支援を目指すことで、排泄予測・検知機器の対象者は、自立排泄が可能な方に限らないこと、高齢者等が安全に装着できることを目指すことを明確化するために定義を修正しました。さらに、検知された情報の単発活用にとどまらず、データ蓄積による利活用のニーズがあることや、排泄予測・検知によって、高齢者等の外出促進や活動向上に資するニーズがあることを踏まえ、定義を見直しました。

イラストについても、機器の対象者像は自立している高齢者のみならず自立排泄が困難な方等も含まれること、生体情報を読み取るものだけではなく、温度・湿度等の環境情報から排泄状況を予測・検知できるものが出てきていることから、それも分かるイラストに変更しました。

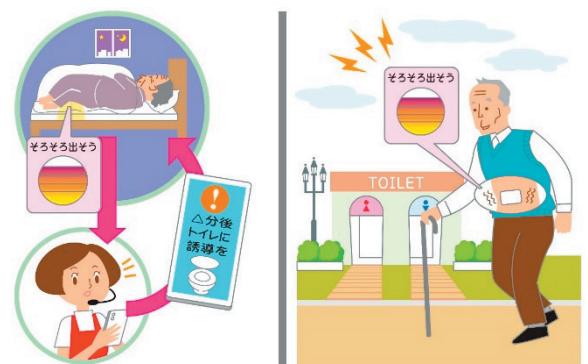


図4 排泄支援（排泄予測・検知）イラスト

3.3.4 見守り・コミュニケーション（見守り（施設））

見守りの手段について、センサーヤやプラットフォームに限らないことや、情報共有先が介護従事者だけでないこと、見守り機器の対象者は認知症の方に限らないことを踏まえて、定義を修正しました。見守り機器の利用においては、高齢者等のプライバシー侵害や個人情報漏洩等に十分に配慮する必要があることや、介護従事者等の業務の自動化等を支援することを通して、介護サービスの質の向上とともに職員の負担軽減等を目指していることを明確化するために定義を修正しました。また、高齢者等本人に情報を伝えて本人に納得してもらえること、離床検知にとどまらない高齢者等の状態や状態の変化等を検知すること、検知された情報の単発活用にとどまらず、データ蓄積による利活用を行うこと、見守り機器と他の機器・システムとの連携を行うことのニーズがあることを踏まえ、定義を修正しました。

イラストについても、イラスト作成当初から技術開発が大きく進歩しており、すでに新たな技術・製品が流通していることから、先端の取組を踏まえたイメージが伝わるようなイラストに変更しました。



図5 見守り・コミュニケーション（見守り（施設））イラスト

3.3.5 見守り・コミュニケーション（見守り（在宅））

見守りの手段について、センサーヤやプラットフォームに限らないことや、情報共有先として家族が考えられること、対象者は認知症の方に限らず、必ずしも在宅介護を必要としないフレイル状態の高齢者等も含まれることを踏まえて、定義を修正しました。見守り機器の利用においては、高齢者等のプライバシー侵害や個人情報漏洩等に十分に配慮する必要があることや、介護従事者等の業務の自動化等を支援することを通して、介護サービスの質の向上とともに職員の負担軽減等を目指していることを明確化するために定義を修正しました。また、在宅での見守りにおけるニーズとして、転倒に限らない高齢者等の状態や状態の変化等を検知すること、高齢者等本人に情報を伝えて本人に納得してもらえること、検知された情報の蓄積によるデータ利活用、見守り機器と他の機器・システムとの連携、収集された情報を介護支援専門員や地域包括支援センターも含む多職種と共有して日々の生活状況に合わせたケアプラン立案や介護サービスの提供に繋げること、災害時の安否確認及び家族等への通知といったニーズがあることを踏まえ、定義を修正しました。

イラストについても、転倒や急激な体調変化の見守りに加え、フレイルや要介護への状態変化を検知するような中長期的な見守りへのニーズもあることを踏まえ、先進的な取組を踏まえたイメージが伝わるようなイラストに変更しました。



図6 見守り・コミュニケーション（見守り（在宅））イラスト

3.3.6 見守り・コミュニケーション（コミュニケーション）

コミュニケーション支援機器には、機器が高齢者等に情報を伝達するだけではなく、高齢者等・家族・介護従事者等

間で情報を共有することへのニーズがあることや、高齢者等のプライバシー侵害や個人情報漏洩等が生じないよう配慮した情報伝達・共有が行われる必要があることを踏まえて定義の修正を行いました。また、コミュニケーション支援機器により得られた情報を活用し、介護従事者等によるより良い介護サービス提供に繋げることや、コミュニケーション支援機器と他の機器・システムとの連携のニーズがあることを踏まえて定義に追記を行いました。さらに、在宅環境での活用も想定し、コミュニケーション支援機器により得られた情報を介護支援専門員や地域包括支援センターも含む多職種と共有し、日々の生活状況に合わせたケアプラン立案や介護サービスの提供に繋げるニーズがあることを踏まえ、定義を修正しました。

3.3.7 入浴支援

入浴支援機器については、浴槽の出入り動作に加え、洗身等の清潔を保つことを目的としたケアの支援全般や、浴槽への出入りに浴槽をまたぐ動作を必要としない機器や、ミスト浴等の湯に浸からない機器に関するニーズがあることを踏まえ、定義を修正しました。

イラストについても、定義に沿って変更しました。

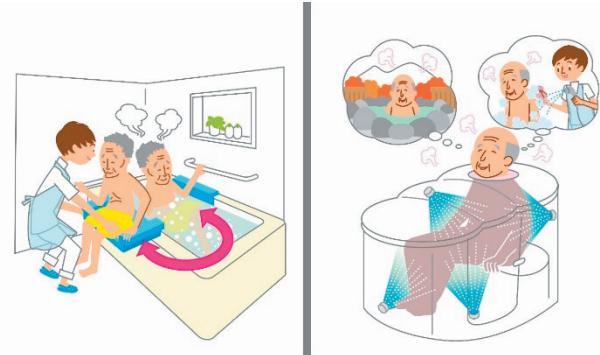


図7 入浴支援イラスト

3.3.8 介護業務支援

介護業務支援の開発の状況は、情報収集や機器連携に関する機器に加え、介護職員の業務全般を支援する機器に広がり、周辺業務の効率化に対するニーズを捉えた様々な機器・システムの開発・導入が進んでいることから、介護業務支援の範囲の明確化が求められていました。そこで、リスク予測・検知、計画作成支援、教育・研修支援、記録効率化、職員コミュニケーション促進、サービス提供最適化といっ

た高齢者等への支援に関わる業務に関する機器が対象範囲であることを明確化するため定義を修正しました。また、科学的介護情報システム（LIFE）との連携に関するニーズや業務の質の向上とともに職員の負担軽減等に資するニーズを踏まえ、定義に追記しました。

イラストについても介護業務支援の対象として明確化したリスク予測・検知、計画作成支援、教育・研修支援、記録効率化、職員コミュニケーション促進、サービス提供最適化を視覚的に表現するイラストに変更しました。



図8 介護業務支援イラスト

4. 今後の施策について

（1）個別の取組

今回の改訂内容は介護テクノロジーの開発と普及の好循環の創出のため、経済産業省及び厚生労働省の施策に反映していくこととしており、具体的には以下の項目に取り組んで行きます。

- ・介護テクノロジーの開発を支援するため、厚生労働省のリビングラボ事業やニーズ・シーズマッチング支援事業の活用を促進する。今後これらの事業の中で、ICT機器等のUI（User Interface）・デザインの改善を強化し、使いやすい機器の提供につなげていく。
- ・介護現場のニーズを真に汲み取って開発シーズと繋げられるよう、介護テクノロジーの開発プロジェクトをけん引するプロジェクトコーディネーターを育成・配置する。
- ・安全面に配慮した介護テクノロジーの開発を進める。また、介護現場での実証を促進し、効果を適切に評価することで導入を促進する。
- ・介護テクノロジーの活用について、効果実証を着実に進め、

その結果を踏まえて介護サービスの質の確保と介護者の負担軽減に資するものについて、次期介護報酬改定の際に介護報酬や人員・設備基準の見直し等の制度上の対応を行う。

（2）エビデンス構築の重要性

上記の個別の取組に加えて、介護テクノロジーの更なる普及のためには、介護テクノロジーの効果を見える化し、介護事業者等の皆様に機器の効果を適切に示すことが重要であると考えています。効果の見える化は介護テクノロジーを利用する介護事業者、高齢者本人・家族がそれぞれの環境・事情に沿った適切な機器の選択に役立ち、さらにはケアの質の向上、業務負担の軽減に繋がることが期待されます。経済産業省では、機器そのものの効果や導入後の効果の見える化、つまりエビデンスの収集に向け、介護テクノロジーによる効果の定量的な評価手法や指標の確立に向けた取組を進めてまいります。

5. おわりに

本解説では、本年度6月に改訂及び名称変更を行った「介護テクノロジー利用の重点分野」の改訂背景と内容についてお伝えしました。

今回の改訂では、昨今のICT・IoT技術を用いたデータ利活用が進む状況や、介護現場における新たな社会課題を踏まえつつ、新たに、機能訓練支援、食事・栄養管理支援、認知症生活支援・認知症ケア支援の3分野を追加するとともに、既存の分野・項目の定義文・イラストについても、近年の動向を踏まえて見直し、修正を行いました。

経済産業省としては、変化する介護現場のニーズや企業等の開発・普及課題等を把握するため、介護業界やメーカー、施設の皆様等との対話を重要視し、様々な声を施策検討につなげ、引き続き福祉用具・介護テクノロジーの開発や普及を通して、福祉用具産業の更なる発展を目指してまいります。

著者紹介



渡辺 信彦 (Watanabe Nobuhiko)

2004 年経済産業省入省。中小企業庁に配属の後、資源エネルギー庁、産業技術環境局にて勤務の後、2012 年よりジョンズホプキンス大学高等国際関係大学院 (SAIS) へ派遣。以後、通商政策局、在イラン大使館、大臣官房厚生企画室で勤務し、2019 年から在トルコ大使館参事官。2023 年より商務・サービスグループへレスケア産業課 医療・福祉機器産業室長となり、現在に至る。

合理的配慮の提供に関する障害者の意識調査

梶尾 武志

Survey on the Awareness of the Provision of Reasonable Accommodation Among Individuals with Disabilities.

Takeshi Kajio

1. はじめに

2024年4月1日、改正障害者差別解消法が施行され、民間事業者による障害者への合理的配慮の提供が努力義務から法的義務化された。合理的配慮とは、障害のある人が障害のない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する困りごと・障壁を取り除くための調整や変更のことである¹⁾。

事業者はこの合理的配慮を過重な負担を及ぼさない範囲で提供しなければいけないという定めがあり、2016年の障害者差別解消法の施行時、国や地方公共団体では既に法的義務化されていたが、2024年4月に施行された改正法で民間事業者に対しても法的義務化された²⁾。

多くの障害者がこの法改正に伴う事業者側の対応改善に期待を寄せているが、民間事業者としては障害のある当事者からどのような配慮の求めがあるか、どこまでその配慮を提供すべきか、どこからが過重な負担として認められるのか、といった手探り状態が続いている。

私が所属する株式会社ミライロ^{注1)}（以下、「当社」。）は、障害者が直面する「環境」「意識」「情報」の社会的障壁を取り除くソリューションを事業者へ提供しており、改正法が成立した2021年から、手探りで不安を抱えている事業者側の課題が寄せられていた。

このような民間事業者が直面する課題に対して、当社は改正法が成立した2021年に、有識者を招いた「民間事業者による合理的配慮推進委員会^{注2)}（以下、「当委員会」。）」を起ち上げ、その事務局を務めている。障害者が求める配慮等の声を社会に届けるべく、障害当事者が求める合理的配慮について調査を行い、発信している。

本稿では、当社が調査を実施し、当委員会が継続して公開している合理的配慮に関する最新の実態調査（以下、「本調査」。）を紹介し、障害者と事業者の溝を埋め、

建設的対話を生み出すための政策提言や、事業者が事前の改善措置や合理的配慮の提供を推進するために参考となる情報を提供したい。

2. レポート概要と結果

2.1 合理的配慮に関する実態調査

当委員会では、設立年である2021年、その2年後である2023年と2回調査を実施している。2021年の調査時は、障害のある当事者約1,000名と約300の事業者に対してWEBアンケート調査を行った。2023年の調査では、約2,000名の障害者を対象としたレポートを公開し、本稿で紹介する本年7月に実施した本調査では、約1,000名の障害者から回答を得た調査レポートを公開した（図1参照）^{注3)}。

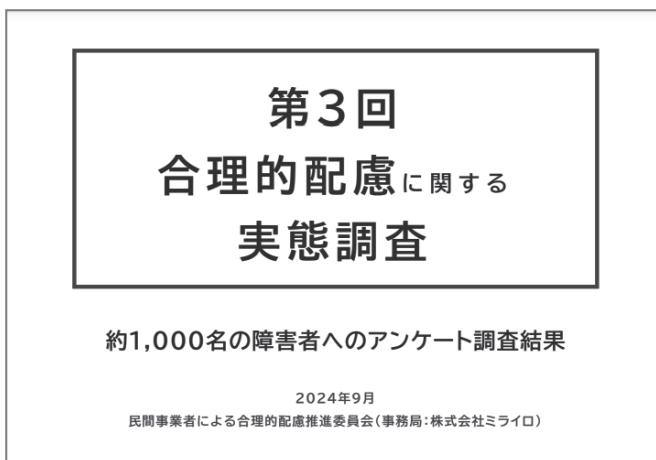


図1 公開レポートの表紙

いずれの調査においても、当社が提供するデジタル障害者手帳「ミライロID」^{注4)}の登録ユーザー、及び当社が展開するコンサルティングサービス「ミライロ・リサーチ」^{注5)}の登録モニターを対象にWEBアンケート調査を実施している。よって、当委員会が実施する「合理的配慮に関する実態調査」では、スマートフォンやパソコンを日常的に使用する若年層からの回答を得やすいという

*1 株式会社ミライロ

*2 民間事業者による合理的配慮推進委員会

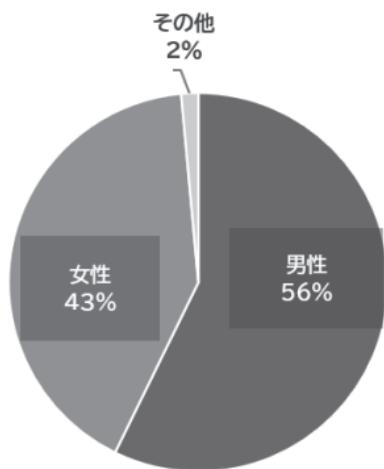
*1 Mirairo Inc.

*2 The Provision of Reasonable Accommodation by the private enterprises.

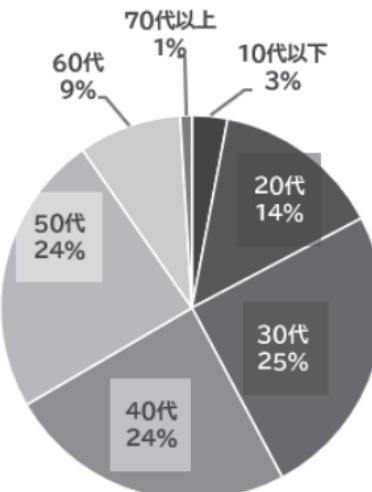
特徴があることに留意されたい（図2参照）。

回答者属性

性別(n=1,007)



年代(n=1,007)



障害種別(n=1,007)

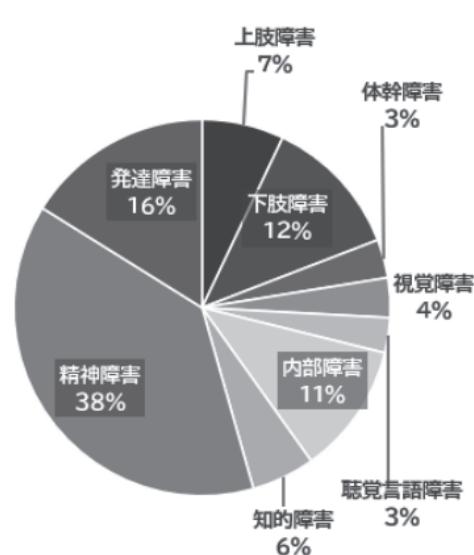


図2 回答者属性

2.2 障害のある当事者にも認知されていない法改正

まず、障害者差別解消法や改正法の施行など、法律そのものを認知しているかどうかを調査レポート冒頭で紹介している。この設問では、障害者差別解消法は知っていても、改正法が施行されたことについては約半数が「聞いたこともない」と回答している（図3参照）。

法律の認知度

障害者差別解消法は知っているが、改正法が施行されたことの認知度は当事者の間でも低く、改正法が施行されたことについては、約半数が「聞いたこともない」と回答した。



図3 障害者差別解消法の認知度

さらに、改正法施行により、民間事業者の障害者に対する合理的配慮提供が義務化されることについては、約63%が「知らない」と回答している（図4参照）。

法律の認知度

前回（2023年7月）の調査でも民間事業者の合理的配慮提供が義務化されることの認知度は26%にとどまっており、改正法施行後も未だ認知度は高まっていない。

2024年4月に施行された改正障害者差別解消法において、民間事業者の障害者に対する合理的配慮の提供が法的義務になったことを知っていますか？(n=1,007、單一回答)

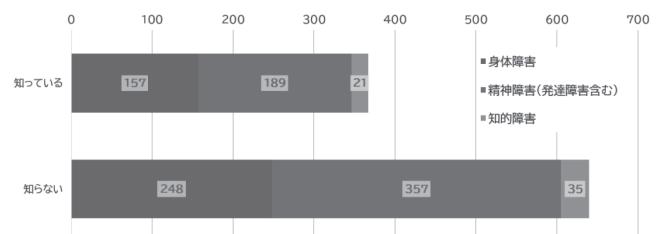


図4 合理的配慮提供の法的義務化の認知度

合理的配慮提供の法的義務化前後では、事業者に対する周知、啓発が官民を挙げて積極的になされたが、障害者の間でもその認知度は低いことが本調査からわかった。なお、このような傾向は当委員会が実施している第一回（2021年）、第二回（2023年）から見られ、改善がなされている状況ではない。

2.3 障害種別によって異なる合理的配慮のニーズ

本調査では、法律の認知度に加えて、障害者が求める合理的配慮の具体的なシeneについても回答を得ている。そこでは障害種別によって明確に差が出ていることがわかる（図5参照）。

日常生活で合理的配慮が不十分だと思うシーン (n=1,007、複数回答可)

「仕事や職場において」の回答が1位で、特に精神障害者からの回答が多い。

雇用環境における精神障害の理解促進が一層求められる。

※回答者の母数も精神障害者の比率が高いことに留意が必要。

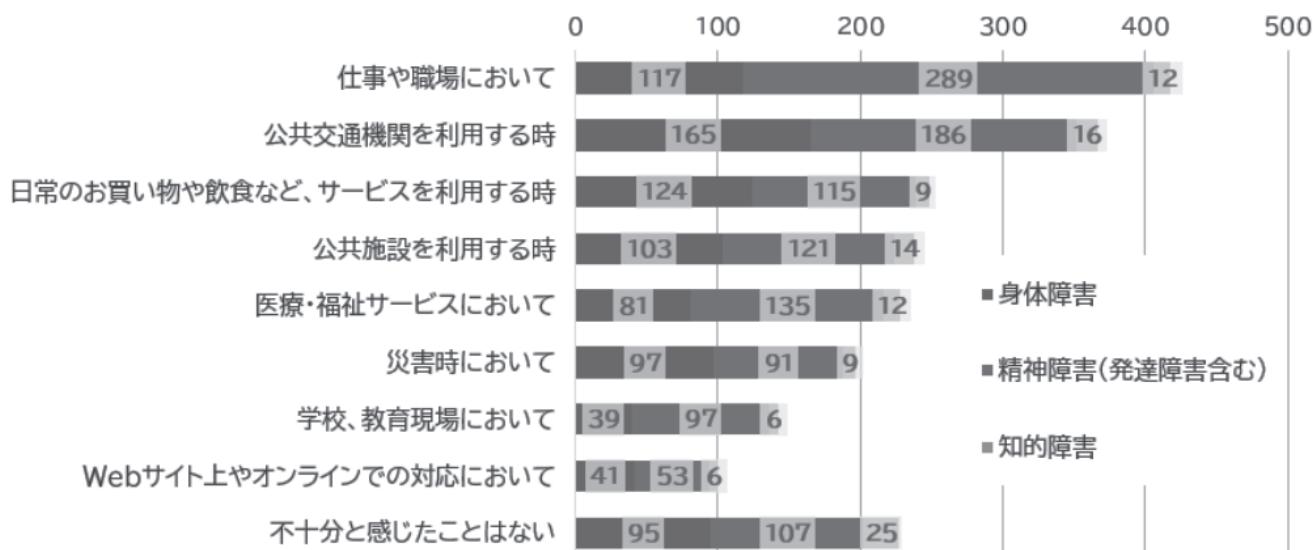


図5 合理的配慮を求める具体的なシーン

たとえば、最も多い回答が「仕事や職場において」であったが、この回答を選択した障害種別は「精神障害者(発達障害者含む)」が約70%にのぼった。2018年に精神障害者が雇用義務の対象に加わり、法定雇用率の引き上げに伴い、精神障害者雇用が一層推進されている³⁾。しかしながら、身体障害者を中心に雇用率を維持してきた企業からすると、精神障害者・発達障害者を雇う環境整備を推し進めるための知見やノウハウが蓄積されておらず、まして配属される職場での理解が乏しければ、定着も難しいという人事担当者の声も当社には寄せられている。そのような声の実態が本調査でもあらわされていると言えるのではないか。

また、2番目に回答数が寄せられた「公共交通機関を利用する時」は身体障害者の回答が他の選択肢に比べて多く寄せられている。さらに、「不十分と感じたことがない」という回答も全体の約22%にのぼり、回答者すべてが日頃困っているというわけでもないということも判明した。

なお、本調査の回答数は精神障害者の回答が4割を占めるため、その回答割合が多くなっていることに留意が必要だが、いずれにしても障害種別によって合理的配慮を求めるニーズに異なる傾向が出ることがわかる。

2.4 相談窓口の認知度

改正障害者差別解消法では、その基本方針が改訂され、障害者や事業者、都道府県・市区町村等からの相談に対して、法令の説明や適切な相談窓口等につなぐ役割を担う国の相談窓口について検討を進めることが明記されている⁴⁾。

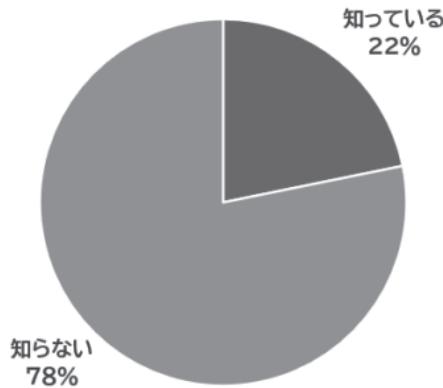
この基本方針の改訂に伴い、内閣府では障害者差別解消法に関する質問に回答すること及び障害を理由とする差別等に関する相談を自治体・各府省庁等の適切な相談窓口に円滑につなげるための調整・取次を行うことを目的に、令和5年10月16日から令和7年3月下旬まで、試行的に「つなぐ窓口」を設置している⁵⁾。

このような政策に対する評価を行うため、本調査では相談窓口の認知度、実際の利用頻度、利用した際の相談内容を明らかにしようとした。その結果、実際に相談窓口があることを知っていた障害者は全体の約22%に、利用したことがある人は約14%にとどまっていることがわかる(図6参照)。

相談窓口の認知度、利用実態

相談窓口については約8割が「知らない」と回答し、認知度は低い。
内閣府が試行的に実施している「つなぐ窓口」の利用も少ないようだった。

障害を理由とする差別的取り扱いを受けたり、合理的配慮の不提供を感じた時に、相談窓口があることを知っていますか？
(n=1,007、単一回答)



相談窓口を利用したことがありますか？
(n=1,007、複数回答可)

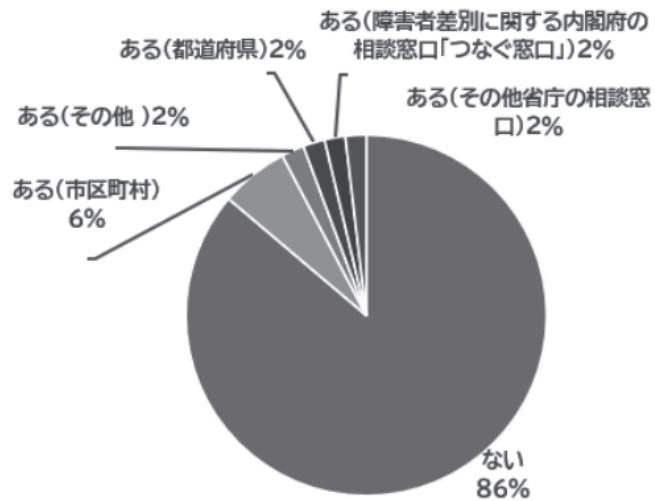


図6 相談窓口の認知度、利用実態

さらに、内閣府が試行的に実施した「つなぐ窓口」を利用したことがある障害者は回答者全体の約2%となっている。なお、相談窓口を利用したことが「ある」と回答した人に対して、具体的にどのような相談をしたか記述式で回答を求めた結果、「仕事での悩み」「お金の悩み」「役所での手続きや対応に関する相談」「公共交通機関の対応に関する相談」と日々の生活に関する不安や不満を相談するケースが多かった。

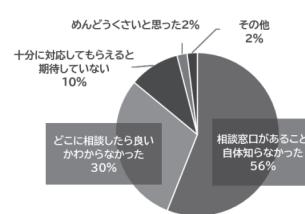
また、具体的な相談先としては、ハローワークの相談員や就労移行支援事業所の相談員、市区町村の障害福祉課職員など身近な人に話を聞いてもらうケースが多く、日頃の関係性も築かれていない省庁や都道府県の窓口に相談することは少ないようだった。

一方、相談窓口を利用したことが「ない」という回答者にその理由を聞いたところ、「相談窓口があること自体知らなかった」という回答が56%と最も多い(図7参照)。

相談窓口の認知度、利用実態

相談窓口の認知度が低いことに加えて、そもそも対応してもらえるか期待もしていないという当事者がコメントを通して散見された。

相談窓口を利用したことが「ない」と回答した方に伺います。相談窓口を活用しない理由として挙げられるものはどのようなものがありますか。
※(n=929、複数回答可)



「その他」回答内容
(回答の一部抜粋)

- そもそも障害を理由に差別を受けたことがあります。
- 相談窓口を利用するほどの事態に遭遇したことがない。その場で言うべきことを言うので、わざわざ相談窓口を利用する必要性を感じない。
- 以前、電話での対応が冷たく、また相談したいと思わないため。
- 窓口でさらに傷つくのが嫌だ。
- 友人や家族に相談できるから、必要性を感じない。
- 電話ではなく、メールやチャットで受け付けてもらえる窓口が少ないので、利用しようと思わない。
- 普段から相談員さんと会う機会があるので、相談窓口へわざわざ行く必要がない。

図7 相談窓口を利用しない人の理由

また、そのような窓口があることを漠然と知っていても、自分が相談したいことを「どの窓口に相談したらよいかわからなかった」、次いで「十分に対応してもらえると期待していない」という回答が多く寄せられた。

具体的なコメントとしては、「そもそも差別を受けたことがない」「相談窓口を利用するほどの事態に遭遇したことがない。その場で言うべきことは言うので、わざわざ相談窓口を利用する必要性を感じない」「家族や友人に相談したらよい」というコメントも散見された。また、窓口対応が期待したものではなく、「相談することによって

さらに傷つくのが嫌だ」というコメントも多かった。

注目すべきは、「電話ではなく、メールやチャットで相談を受け付けてもらえる窓口が少なく、利用しようと思わない」という聴覚言語障害者の声だ。たしかに相談窓口の多くは電話番号が載っていることが多く、一見して電話しか受け付けていないケースが多い。「つなぐ窓口」はメールでの相談もできるようになっているが、公的な窓口でも電話相談を前提とした体制整備になっているところは少なくない。

障害の有無にかかわらず誰もが平等に扱われることを目指しているにもかかわらず、そのための相談体制が障害の程度や種類によって利用できない、情報保障が整備されていない状況では、事業の理念に反した運用となっていると言わざるを得ない。

「つなぐ窓口」の試行事業を終えて、相談窓口をより発展的に整備していくのであれば、国、都道府県、市区町村の窓口の情報保障を改善していく施策は一丁目一番地になり得るだろう。まして、現在ではその認知度は低い結果だが、改正法や相談窓口の認知度が今後高まっていけば、窓口を利用する障害者も増加することが見込まれる。今後利用者が増えていくことを前提とした体制整備が求められる。

3. 官民連携の検討施策

3.1 政策反映

これまで紹介してきた本調査結果から、真っ先に取り組むべき施策として、障害のある当事者に対する法改正の認知度や合理的配慮のリテラシーを高めることではないか。改正法の施行により、民間事業者の合理的配慮が法的義務化され、障害者と事業者との間の建設的な対話が求められることの重要性が拡がらなければ、一方的に配慮を突き付ける当事者と、それに怯え萎縮する事業者の構図は無くならない。実際、本調査でも「改正障害者差別解消法の理念に照らして、事業者の立場に立って配慮を求める障害者が増えるべきだ」という当事者の声が寄せられた。改正法の施行に向けては、事業者側の合理的配慮に関する認知度や環境整備を啓発する官民を挙げての取り組みが進んだが、当事者側への認知度向上も求められるだろう。

また、その啓発にあたっては、社会的な好事例を発信することが求められる。事業者側の環境整備にあたっては、内閣府が「合理的配慮等具体例データ集」⁶⁾を公開しているが、当事者に対しても「このような配慮を求める時は、事業者に対して、このように配慮提供を求め、働きかける」というような事例集を蓄積、公開することによって、一方的に配慮を事業者へ突き付け事業者を萎縮させるのではなく、建設的対話を実践したベストプラクティスを拡げることができる。当委員会としても、そ

のような政策提言を国や官公庁に対して行っていきたい。

3.2 民間の取り組み

合理的配慮提供の法的義務化において、省庁の動きにあわせて様々な業種で業界団体をとおした個別企業の取り組みが加速した。特に金融機関では改正法の施行以前から、金融庁が「障がい者等に配慮した取り組みに関するアンケート調査」⁷⁾を毎年発表しており、所管事業分野の個別企業の環境整備を促す取り組みを進めてきた。

このように、省庁が進めている施策に呼応する形で、各省庁の所管事業分野の業界団体、個別企業が環境整備に一層取り組むことが重要だ。たとえば、本稿でも紹介した「相談窓口」の認知度や利用実態が少ない状況に対して、業界団体や個別企業が相談窓口を整備することは一考に値するであろう。

その際、「電話リレーサービス」での相談を受け付ける、相談窓口の問い合わせページまでの動線でWEBアクセシビリティを整備するなど、通常業務では人や予算が回らない情報保障を整備することを、国が推奨・助成することも検討すべきではないか。公的機関が永続的に対応することは持続可能ではない。いずれは事業者が直接障害者と向き合い、双方の建設的な対話を創出することによって、共生社会を実現していくことが理想的な形ではないか。

4. まとめ

本稿では、本年7月に実施した約1,000名の障害者に対するWEBアンケート調査から明らかになった合理的配慮提供に関する意識や実態を紹介した。その上で、官民で求められる政策、施策を提言している。障害者に対するアンケート調査は国や都道府県でも実施されているが、障害者団体をとおした調査と異なり、当委員会が行う調査ではインターネットを活用して直接障害者からの意見を回収していることから、比較的若年層の声を集めていることに、社会的有用性があると考える。

当委員会としては、ミライロが持つ障害のある当事者との接点を活かした調査を定点で行い、事業者と障害者の建設的な対話が生まれる土壤を社会に形成していくことに寄与していきたい。

その過程では、本稿で紹介したようなデータをより多く集め、これまで社会に届けられなかった障害者の声を政策に反映させるとともに、民間事業者の環境整備がより一層進む情報発信に努めてまいりたい。

注

- 1) 株式会社ミライロは、障害のある当事者の視点からユニバーサルデザインやユニバーサルマナーに関するリサーチ&コンサルティングを提供し、デジタル障害者手帳「ミライロ ID」の運営を行う。「日本スタートアップ大賞 2023」の厚生労働省を受賞している。<https://www.mirairo.co.jp/>
- 2) 「民間事業者による合理的配慮推進委員会」は、株式会社ミライロが事務局を務める有識者委員会。<https://www.mirairo.co.jp/rapc>
- 3) 調査レポートは以下のサイトにて公開している。色付きでグラフを確認可能。<https://www.mirairo.co.jp/rapc>
- 4) デジタル障害者「ミライロ ID」は障害者手帳の管理に加え、クーポン、チケット、QR コード、EC 機能のあるライフプラットフォームとして株式会社ミライロが運営している。障害者手帳を登録しているユーザー数は 40 万人（2024 年 10 月時点）。<https://mirairo-id.jp/>
- 5) 「ミライロ・リサーチ」は株式会社ミライロのサービスの一つ。約 30 万人の高齢者や障害のある当事者をモニターとして抱え、WEB アンケート調査等を通して障害者の声を製品開発、サービス開発に活かしていくマーケティング調査サービス。<https://mirairo-research.jp/>

参考文献

- 1) 内閣府：内閣府の政策>障害者施策>障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針,<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/kihonhoushin/honbun.html>, 2024. 10. 18 アクセス
- 2) 内閣府：関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針,<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/taioshishin.html>, 2024. 10. 18 アクセス
- 3) 厚生労働省：障害者雇用対策（障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わりました）,<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192051.html>, 2024. 10. 18 アクセス
- 4) 内閣府：令和 6 年版障害者白書（全体版）第 1 章改正障害者差別解消法の施行 第 2 節改正障害者差別解消法の施行に向けた取り組み,https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/r06hakusho/zenbun/h2_01_02_03.html, 2024. 10. 18 アクセス
- 5) 内閣府：障害者差別に関する相談窓口「つなぐ窓

- 口」,https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_tsunagu.html, 2024. 10. 18 アクセス
- 6) 内閣府：合理的配慮等具体的データ集,<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/>, 2024. 10. 18 アクセス
- 7) 金融庁：障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査の結果について,<https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20231031/20231031.html>, 2024. 10. 18 アクセス

著者紹介



氏名 梶尾武志 (Takeshi Kajio)
2016 年株式会社ミライロ入社。2021 年に「民間事業者による合理的配慮推進委員会」を起ち上げ、事務局長を務める。2022 年株式会社ミライロ取締役就任。

共生社会におけるアクセシブルサービス JIS 開発の経緯と活用

森川美和*、金丸淳子*、米田儀子**

Background and application of JIS development on accessible services in a symbiotic society

Miwa Morikawa*、Junko Kanamaru*、Noriko Yoneda**

1. はじめに

我が国は、高齢者や障害のある人にも利用しやすい製品やサービス、環境の開発・普及を目的とした規格の策定にいち早く取り組み、世界でもトップクラスの数の規格を整備してきた。

1998年、日本はこのような規格の策定を世界に提案し、2001年に「ISO/IEC Guide 71 : Guidelines for standards developers to address the needs of older persons and persons with disabilities (高齢者及び障害のある人々のニーズに対応した規格作成配慮指針)」が制定された¹⁾。ISO/IEC Guide71（以降、「ガイド 71」）の発行を受け、日本では2003年にガイド 71 と内容を同一とする「JIS Z 8071 (高齢者及び障害のある人々のニーズに対応した規格作成配慮指針)」が発行された²⁾。その後、2014年12月にガイド 71 改訂版「Guide for addressing accessibility in standards (規格におけるアクセシビリティ配慮のためのガイド)」、2017年1月にJIS Z 8071 の改正版「規格におけるアクセシビリティ配慮のための指針」が発行された。これらは、高齢者・障害者にも配慮した製品・サービス及び生活環境を実現するための規格策定の指針として広く活用されている¹⁾。

2024年9月現在、ガイド 71 の指針に基づいたISO 規格（タイトルに「Accessible design」があるもの）は、21 規格ある³⁾（文末資料 1 参照）。同じく、JIS Z 8071 を踏まえた JIS は、48 規格あり、それぞれ以下のカテゴリ（タイトル）の下、基本規格、共通規格、個別規格を作成している⁴⁾。さらに各規格は「視覚的配慮」、「聴覚的配慮」、「触覚的配慮」、「包装・容器」、「衣料品」、「施設・設備」、「情報通信」、「コミュニケーション」等、規格利用者に分かりやすいように分類されている³⁾⁴⁾⁵⁾。

- ① 高齢者・障害者配慮設計指針（17 規格）
- ② アクセシブルデザイン（14 規格）
- ③ 高齢者・障害者等配慮設計指針（7 規格）
- ④ 高齢者配慮設計指針（2 規格）
- ⑤ ①から④以外のもの（5 規格）

*1 公益財団法人共用品推進機構

*1 The Accessible Design Foundation of Japan (ADJF)

**2 一般財団法人日本規格協会

**2 Japanese Standards Association (JSA)

左記、日本における標準化活動の基盤となっている工業標準化法においては、その対象を鉱工業製品としていたことによって、①～⑤の 45 規格にサービスに関する規格は含まれていない。2019年7月に法改正が行われ、産業標準化法が施行されると、規格の範囲がサービスにも拡大した⁶⁾。そこで共用品推進機構は、これまで蓄積してきたアクセシブルサービスに関するデータを活用しフィジビリティスタディを行った⁷⁾。アクセシブルサービスとは、「サービス提供者と障害のある人々や高齢者などのサービス利用者が共に考え協力して作るサービス」をいう。

フィジビリティスタディの結果を基に、2020 年度に「障害者、高齢者等アクセシブルサービス検討委員会」及び「AD 関連業界団体アクセシブルサービス検討委員会」を設置し、サービス利用者とサービス提供者、それぞれの立場における配慮事項（要素）について検討を行った。翌年度（2021 年度）は、「アクセシブルサービス JIS 原案作成委員会」を設置、分科会として、サービス利用者である障害者・高齢者等の意見をより具体化するための「障害者、高齢者等アクセシブルサービス検討分科会」を設置し、検討を続けた。2022 年度は、2021 年度の検討結果を基にアクセシブルサービスの「全般にかかる基本的な配慮事項」、「コミュニケーションに関する基本的な配慮事項」、「誘導に関する基本的な配慮事項」の JIS 原案を作成した。2024 年 1 月に日本産業標準調査会（JISC）標準第一部会「第 18 回高齢者・障害者支援専門委員会」による審議を経て同年 3 月我が国初、かつ、世界初の規格が発効された。それぞれの規格名称は以下の通りである。

- ・JIS Y 0201-1:2024 アクセシブルサービス－第 1 部：サービス提供者の基本的配慮事項
- ・JIS Y 0201-2:2024 アクセシブルサービス－第 2 部：コミュニケーションに関するサービス提供者の基本的配慮事項
- ・JIS Y 0201-3:2024 アクセシブルサービス－第 3 部：誘導に関するサービス提供者の基本的配慮事項

これら 3 件を総称して「アクセシブルサービス基本の

三部作（3シリーズ）」という。（図1）

「アクセシブルサービス」は、2006年12月に国連総会で採択され、2008年5月に発効、我が国は2014年2月に発効した「障害者の権利に関する条約（略称：障害者権利条約）」のスローガン「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」に合致した考え方でもある。さらに、2024年4月に「改正障害者差別解消法」が施行され合理的配慮の提供が事業者にも義務化されたことによって、一般企業における障害者配慮に対する考え方も変わることが予想される中⁸⁾、この規格が発効され、活用していくことはサービス提供者だけでなく、サービス利用者からも期待されている⁹⁾。



図1:「アクセシブルサービス基本の三部作(3シリーズ)」

本稿では、「アクセシブルサービス基本の三部作（3シリーズ）」のうち、アクセシブルサービス全般にかかる「アクセシブルサービス第1部：サービス提供者の基本的配慮事項」について述べる。

このJISでは、サービス提供者がアクセシブルサービスを提供するための基本的配慮事項、また、アクセシブルサービスを提供するタイミングごとに、サービス利用者の特性に応じて配慮する要素を表によって分かりやすく示している。

2. アクセシブルサービス規格の構成要素

前項で、アクセシブルサービスとは、「サービス提供者と障害のある人々や高齢者などのサービス利用者が共に考え協力して作るサービス」と述べた。この規格で示す「配慮する要素」は、これまでサービス提供者と障害のある人々や高齢者などのサービス利用者が共に考え協力して作ってきた“既存のアクセシブルサービス”が基になっている。そしてこれらは、今後、サービス提供者とサービス利用者双方によってより良いアクセシブルサービスに作り替えられていくことが求められる。しかし、現状は、サービス提供者とサービス利用者が共に考え協力して作る機会が少なく、適切なサービスとするための検討の場が整備されていない状況にある。こうした検討の場がないため、意識や解釈のずれによる誤解や相互理解の不足により関係がこじれることなどもある。相手を

理解しようと努め、事前に必要な情報を入手しておくだけでも解消されることもあるが、それはどのようなことなのか十分に周知されていない。以上のことからこのJISでは、アクセシブルサービス提供者向けに基本的な配慮事項を規定し円滑なサービスの提供が可能となることを目指し、規格の作成ルールに従った構成で作成した。

2.1 適用範囲

この規格は、障害のある人々、高齢者などが広く社会参加を行う場面での活用が望まれる。その具体例には開発過程において、アクセシブルサービス提供の実績がある施設（博物館、美術館、図書館など）を具体例として示した。また、施設以外の社会参加の場面においても参考となることも記載した。

2.2 基本的配慮事項

基本的配慮事項は特に重要な事項について記載した。これは、サービス提供者の心構えのようなものであり、これらを踏まえたうえで、アクセシブルサービスの提供を行うことになる。

サービス提供者は、

- ・ サービス利用者の人格、尊厳及び選択の意思を尊重する。
- ・ 自身の経験、技能及び主觀に過度に依存しない。
- ・ サービス利用者の特性を理解し、適切にサービスを提供する。
- ・ 提供可能なサービスを明確にし、サービス利用者が選択することを可能にする。
- ・ サービス利用者のニーズを把握することに努め、適切なコミュニケーションを図る。
- ・ サービス利用者が手話通訳者又は介助者を同伴している場合であっても、最初にサービス利用者とコミュニケーションを図り、意思を確認する。

2.3 サービスを提供するために配慮する要素

2.3.1 タイミングと配慮する要素

サービスを提供するために配慮する要素は、サービスを提供するタイミングとサービス利用者の特性に応じてマトリックスで示している。縦軸にはサービスを提供するタイミング（表1）とその場面における配慮する要素（表2）と具体的な配慮事項、横軸にはサービス利用者の14タイプの特性（例）を記載した。

表1: サービス提供のタイミング

サービス提供のタイミング	
①	目的の場所又は会場に到着する前（事前）
②	入場または入館するとき（前）
③	来場中又は来館中（中）
④	退出するとき（後）

表2：配慮する要素

配慮する要素
(1) 情報を提供する。
(2) 相談を受ける。
(3) 案内・誘導する。
(4) 通訳する。
(5) 移動するときに介助する。
(6) 代筆・代読する。

（「入場又は入場するときに提供するサービス」より）

2.3.2 サービス利用者の特性例

ここで記載したサービス利用者 14 タイプの特性（例）は、これまでの調査で、障害のある人々や高齢者などのサービス利用者が共に考え協力して作ったアクセシブルサービス提供事例があり配慮する要素の抽出が可能だった利用者特性を例として挙げた。

14 タイプの特性例は以下のとおりである。

「全盲、ロービジョン（弱視）、ろう、中途失聴・難聴、盲ろう、上肢障害、下肢障害、車椅子使用、精神障害、知的障害、発達障害、パーキンソン病、リウマチ、高齢者」

それぞれの配慮する要素を用いてサービスを提供することは、記載したサービス利用者の特性以外の人々に対しても、サービスを提供するそれぞれの場面及びタイミングにおいて参考となり、更に多くのサービス利用者の利便性を向上させることが期待される。

なお、この規格を利用するためには、障害、疾病などの特性を正しく理解する必要がある。例えば、“視覚障害”には全く見えない“全盲”と、見えづらい状態の“ロービジョン（弱視）”とがあること、“盲ろう”にも“全盲ろう”、“全盲難聴”、“弱視ろう”、“弱視難聴”などの様々な特性があることなどである。“発達障害”においては、“精神障害”又は“知的障害”との重複がある場合などではそれぞれ特性が異なり、コミュニケーションの方法も異なる。疾病においても、“パーキンソン病”以外にも様々な難病がある。これらを理解したうえで、サービス利用者それぞれが必要とする適切な配慮する要素を選択し、サービスを提供することが必要である。また、特性を指す表現は、用いられる場面又はそれぞれの当事者団体によって異なることがある。この規格では、普段馴染みのない人々にも理解しやすいように、できるだけ分かりやすい表現を用いた¹⁰⁾。

2.3.3 配慮する要素の具体的な配慮事項

サービス提供者は、この規格で示した配慮する要素のマトリックスによって、予め配慮する要素をタイミングごとに準備しておけば、サービス利用者自らが必要とする配慮を選択して利用できることになる。（図2）

表4-来場中又は来館中（中）に提供するサービスにおいて配慮する要素

来場中又は来館中（中）に提供するサービスにおいて配慮する要素	サービス利用者の特性（例）												
	全盲	ロービジョン（弱視）	ろう	中途失聴・難聴	盲ろう	上肢障害	下肢障害	車椅子使用	精神障害	知的障害	発達障害	パーキンソン病	リウマチ
1 情報を提供する。													
1.1 音声読み上げソフトを使用したときに、読み上げに支障がないかを確認する。													
1.2 情報端末などの文字の大きさ、色の変更などの調節がサービス利用者側で可能かを知らせる。													
2 相談を受ける。													
2.1 サービス利用者の話を聞き、目的を的確に把握する。													
2.2 相談内容が的確に把握できない場合には、サービス利用者のニーズを聞く。													
2.3 配慮を受けたい場所のニーズを聞く。													
3 案内・誘導する。													
3.1 必要な案内・誘導の方法は、サービス利用者に確認して援助する。													

図2：配慮する要素のマトリックスイメージ

来場中又は来館中（中）の配慮する要素の一つに、「サービス提供者が一時的にその場を離れるときは、サービス利用者が了解したことを確認してから移動する。」という項目がある。この配慮は、人々、視覚障害のある人々にとって必要な配慮として広く提供されているものだが、実際には聴覚障害（中途失聴・難聴）、盲ろう、上肢障害、下肢障害、車椅子使用、パーキンソン病やリウマチの方々にとっても利用したい配慮である。さらには、この規格で記載した特性以外の人々にとっても安心して利用できる要素となる可能性も考えられる。

例えば、第2部の配慮する要素の中に「急な服薬、血糖値調整などに伴う飲食可能な場所を確保し、その旨を知らせる。」というものがある。精神障害のある人々が良いと思った既存の配慮の一つとして提案したところ、全盲、肢体不自由、難病の人々にとっても利用したい配慮であることが分かった。一つの何気ない配慮が様々な場面で活用され、継続して行われることによって多くの人々にとって価値のあるサービスになる。様々な配慮する要素を組み合わせたり、そのときのサービス利用者のニーズに合わせて新たな要素を追加したりすることによってその施設のオリジナルのアクセシブルサービスが生まれると考える。

3. 今後の課題

アクセシブルサービス基本の三部作（3シリーズ）はサービス提供者のソフト面の配慮要素を規定している。当然、一般製品、アクセシブルデザイン製品（共用品）、福祉用具、日常生活用具等と共に用いること、研究機関や企業等の調査や製品開発、製品評価などでも効果的に活用できるが、このJISではその関係性について詳しく記載していない。今後は、その関係性と使い方について検討し明示する必要がある。同三部作は、サービス提供者の活用を想定した規格ではあるが、普段、サービスの提供などとは関連のない業務に携わる方々にとっても、一読すると意外と参考になるものもある。著者らも自分達のフィールドに収まることなく、異なる分野との連携により共生社会の実現を加速させたいと考える。

（謝辞）

当該規格作成にあたっては、コロナ禍にあり、委員会運営等、新しい試みの連続であった。オンライン会議システムを中心に、必要に応じてメール、電話、対面など様々な方法でコミュニケーションを図ってくださった障害者・高齢者団体の委員、事務局、手話通訳、指点字通訳等の皆様の前向きな協力には終始支えられた。また、コロナ禍対応で多忙であったにも関わらず細やかに対応してくださったAD関連業界団体の委員の皆様、課題が出る度に解決策を模索してくださった経済産業省医療・

福祉機器産業室の皆様、国際標準課の皆様、そして当該規格発効まで常に温かく助言くださった青木和夫委員長（日本大学名誉教授）に心よりお礼を申し上げる。

(文末資料 1)

日本規格協会ウェブサイトの規格検索機能を用い「アクセシブルデザイン」を検索した結果「ISO 規格」として表示された「Accessible design」21 規格を一例として示す。

(Accessible design ISO 規格一覧)

No.	タイトル (和文／英文)
1	ISO 11156:2011 包装—アクセシブルデザイン—一般要求事項 Packaging -- Accessible design -- General requirements
2	ISO 17049:2013 アクセシブルデザイン—標識、装置及び器具への点字の適用 Accessible design -- Application of braille on signage, equipment and appliances
3	ISO 17069:2020 アクセシブルデザイン—アクセシブル会議の留意事項及び支援製品 Accessible design -- Consideration and assistive products for accessible meeting
4	ISO 17480:2015 包装—アクセシブルデザイン—開梱の容易さ Packaging -- Accessible design -- Ease of opening
5	ISO 19026:2015 アクセシブルデザイン—公共トイレの壁面の洗浄ボタン、呼出しボタンの形状及び色並びに紙巻器を含めた配置 Accessible design -- Shape and colour of a flushing button and a call button, and their arrangement with a paper dispenser installed on the wall in public restroom
6	ISO 19028:2016 アクセシブルデザイン—触知案内図の情報内容、形状及び表示方法 Accessible design -- Information contents, figuration and display methods of tactile guide maps
7	ISO 19029:2016 アクセシブルデザイン—公共施設における聴覚的誘導信号 Accessible design -- Auditory guiding signals in public facilities
8	ISO 19809:2017 包装—アクセシブルデザイン—情報及び表示 Packaging -- Accessible design -- Information and marking
9	ISO 22015:2019 包装—アクセシブルデザイン—取扱い及び操作 Packaging -- Accessible design -- Handling and manipulation
10	ISO 24500:2010 人間工学—アクセシブルデザイン—消費生活製品の報知音 Ergonomics -- Accessible design -- Auditory signals for consumer products
11	ISO 24501:2010 人間工学—アクセシブルデザイン—消費生活製品の報知音の音圧レベル Ergonomics -- Accessible design -- Sound pressure levels of auditory signals for consumer products
12	ISO 24502:2010 人間工学—アクセシブルデザイン—色光に対する年代別輝度コントラストの求め方 Ergonomics -- Accessible design -- Specification of age-related luminance contrast for coloured light
13	ISO 24503:2011 人間工学—アクセシブルデザイン—消費者製品上の触覚ドット及びバー Ergonomics -- Accessible design -- Tactile dots and bars on consumer products
14	ISO 24504:2014 人間工学—アクセシブルデザイン—製品及び構内放送設備の音声放送の音圧レベル Ergonomics -- Accessible design -- Sound pressure levels of spoken announcements for products and public address systems
15	ISO 24505:2016 人間工学—アクセシブルデザイン—年齢による人の色覚変化を考慮した色組合せの作成方法 Ergonomics -- Accessible design -- Method for creating colour combinations taking account of age-related changes in human colour vision
16	ISO 24508:2019 人間工学—アクセシブルデザイン—触覚記号及び文字の設計の指針 Ergonomics -- Accessible design -- Guidelines for designing tactile symbols and characters
17	ISO 24509:2019 人間工学—アクセシブルデザイン—あらゆる年齢の人々の読みやすい最小フォントサイズを推定する方法 Ergonomics -- Accessible design -- A method for estimating minimum legible font size for people at any age
18	ISO 24550:2019 人間工学—アクセシブルデザイン—消費生活製品の表示灯 Ergonomics -- Accessible design -- Indicator lights on consumer products
19	ISO 24551:2019 人間工学—アクセシブルデザイン—消費生活製品の音声ガイド Ergonomics -- Accessible design -- Spoken instructions of consumer products
20	ISO 24553:2023 人間工学—アクセシブルデザイン—操作のしやすさ Ergonomics -- Accessible design -- Ease of operation
21	ISO/TS 21054:2020 人間工学—アクセシブルデザイン—消費者製品の管理 Ergonomics -- Accessible design -- Controls of consumer products

引用文献

- 1) 経済産業省ウェブサイト、
<https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/keihatsu/ad/index.htm> (2024.09.04 確認)
- 2) 宮崎正浩：アクセシビリティのための ISO/IEC ガイド 71 の改正、日本生活支援工学会誌、14(2)、10-14、2014
- 3) 日本規格協会ウェブサイト、<https://webdesk.jsa.or.jp/> (2024.09.04 確認)
- 4) 日本規格協会：JIS ハンドブック 38 高齢者・障害者等 2022、日本規格協会、2022
- 5) 共用品推進機構ウェブサイト、
https://www.kyoyohin.org/ja/research/japan/ad_jis_1.p hp (2024.09.04 確認)
- 6) 金丸淳子：アクセシブルデザイン関連規格の現状、包装技術、1(1)、10-14、2023
- 7) 共用品推進機構：平成 31 年度戦略的国際標準化加速事業：産業基盤分野に係る国際標準開発活動アクセシブルサービス規格開発に関する調査研究成果報告書、2019
- 8) 金丸淳子：ISO 6273 の規格概要と ISO/TC 173/SC 7 の概要、日本生活支援工学会誌、24(1)、3-6、2024
- 9) 共用品推進機構：経済産業省委託令和 4 年度産業標準化推進事業委託費（戦略的国際標準化加速事業：産業基盤分野に係る国際標準開発活動）アクセシブルサービスに関する JIS 開発成果報告書、2023
- 10) JIS Y 0201-1:2024 アクセシブルサービス－第 1 部：サービス提供者の基本的配慮事項 解説
- 11) JIS Y 0201-1:2024. アクセシブルサービス－第 1 部：サービス提供者の基本的配慮事項
- 12) JIS Y 0201-2:2024. アクセシブルサービス－第 2 部：コミュニケーションに関するサービス提供者の基本的配慮事項
- 13) JIS Y 0201-3:2024 アクセシブルサービス－第 3 部：誘導に関するサービス提供者の基本的配慮事項

著者紹介



森川美和 (Miwa Morikawa)

2021 年明星大学大学院教育学研究科教育学専攻博士前期課程（通信教育課程）修了。1999 年共用品推進機構入職、シニアエキスパート、総務部総務課課長、現在に至る。

（日本生活支援工学会編集委員）



金丸淳子 (Junko Kanamaru)

2000 年共用品推進機構入職、シニアエキスパート、業務部調査研究課課長、現在に至る。

2018 年より ISO/TC 173/SC 7 委員会マネージャー、2013 年より一般財団法人製品安全協会理事。



米田儀子 (Noriko Yoneda)

2015 年日本規格協会入職。産業系規格開発ユニット消費者系規格チームにおいて、主に、高齢者・障害者支援分野、消費生活技術分野、交通・物流技術分野の規格開発に携わる。規格開発エキスパート。

総務省における情報バリアフリー化の推進について

総務省情報流通常行政局情報流通振興課情報活用支援室
地上放送課

総務省では、年齢・身体的な条件等による I C T の利用機会及び利用能力の格差（デジタル・ディバイド）を是正し、高齢者や障害者等を含めた誰もが I C T の恩恵を享受できるようにするため、情報バリアフリー環境の整備に向けて以下の取組等を推進しています。

1 助成制度

（1）デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発支援

平成 9 年度から、高齢者・障害者のための通信・放送サービスの充実に向けた研究開発を行う者に対し、研究開発に必要な経費の一部を助成しており、令和元年度からの 5 年間では、延べ 18 件の助成（総額約 1.6 億円）を行っています。

（2）身体障害者向け通信・放送役務の提供等の推進

平成 13 年度から、国立研究開発法人情報通信研究機構を通じて、身体障害者のための通信・放送サービスの開発又は提供を行う者に対して必要な経費の一部を助成しており、令和元年度からの 5 年間では、延べ 25 件の助成（総額約 1.8 億円）を行っています。

（3）字幕番組、解説番組、手話番組等の制作促進

字幕番組、解説番組、手話番組等の制作促進のため、当該番組を制作する者及び生放送番組に字幕付与する設備の整備を行う者に対して必要な経費の一部を助成しており、令和 6 年度は、民間放送事業者等 131 者に対して助成（総額約 5.9 億円）を行っています。

2 ガイドライン等

（1）国・地方公共団体等の公的機関におけるウェブアクセシビリティの確保

総務省では、国・地方公共団体等の公的機関のウェブコンテンツ（ホームページ等）が、障害者や高齢者を含め、誰でも円滑に利用できるものとなるよう、公的機関がウェブアクセシビリティ確保に取り組む際のガイドラインである「みんなの公共サイト運用ガイドライン」、ホームページのアクセシビリティチェックツールである「m i C h e c k e r」（エムアイチェック）等を提供しています。

令和 5 年度は、公的機関におけるウェブアクセシビリティ確保の取組状況に関するアンケート調査、公的機関ホームページの JIS 対応状況調査、全国 5 か所での公的機関向け講習会を実施したほか、みんなの公共サイト運用ガイドラインの改訂を実施しました。

令和 6 年度においても引き続きウェブアクセシビリティの確保・維持・向上のための取組を推進しております。

（2）視聴覚障害者等向け放送の普及促進

総務省では、平成 30 年 2 月に令和 9 年度までの普及目標を定める「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」を策定し、放送事業者の取組を促しております。本指針は 5 年後を目途に見直しを行うこととしており、令和 4 年 11 月より「視聴覚障害者等向け放送の充実に関する研究会」を開催して、本指針の見直しに向けて検討を行ってまいりました。令和 5 年 8 月に本研究会において報告書が取りまとめられましたことを受け、この報告書及び研究会の議論を踏まえた指針の改正案を公表し、意見募集を経て、令和 5 年 10 月に新たな指針を公表しました。

新たな指針では、視聴者の生命・安全に関する情報をチャイム音とともに緊急・臨時に文字スーパーとして送出する場合、できる限り読み上げる等により音声で伝えるよう努めるものとする旨の追記、手話放送における NHK（総合）の数値目標の拡大、大規模災害発生時等に手話通訳者が同席する会見等を中継する場合、できる限り手話を映り込ませるよう努めるものとする旨の追記などの改正を行いました。

その他、手話放送については、テレビジョン放送に対応できる専門性の高い手話通訳人材の育成を支援するため、平成 30 年度より手話通訳研修を年 2 回開催しており、令和 6 年度においても引き続き実施するとともに、これまでの研修で積み重ねてきた手話通訳の表現技術などに関するマニュアル集を作成する予定です。

(3) 「情報アクセシビリティ好事例2023」の公表

総務省では、国民全般に広くアクセシビリティに配慮した製品を知っていただくこと、情報アクセシビリティに特に配慮している企業等やその取組を奨励することを主な目的として、令和5年度からの新たな取組として、情報アクセシビリティに優れたICT機器・サービスを募集し、審査の結果、24件の製品・サービスを「情報アクセシビリティ好事例2023」として公表しました。

情報アクセシビリティに配慮したICT機器・サービスやそれに関わる企業等の前向きな取組を広く周知することにより、障害当事者を含む多様な者がデジタル活用の利便性を享受し、豊かな人生を送ることができる社会の実現に資することから、引き続き、情報アクセシビリティ自己評価様式の活用促進など、企業等における情報アクセシビリティへの取組を促進して参ります。

令和7年度特別支援教育関係概算要求の概要

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

1. 要 旨

障害のある子供たちを誰一人取り残さず、連続性のある多様な学びの場において、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行われるよう、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の更なる充実を図る。

2. 内 容

R7 概算要求額（前年度予算額）

(1) 医療的ケアが必要な児童生徒等への支援

◆医療的ケア看護職員の配置（拡充）

4,953 百万円（4,037 百万円）

医療的ケア看護職員の配置（校外学習や登下校時の送迎車両への同乗を含む）を支援に加え、私立幼稚園への医療的ケア看護職員配置に係る経費を都道府県が負担する場合、保育所と同様にその一部を補助（4,550 人→5,100 人分（+550 人））

◆学校における医療的ケア実施体制整備事業（拡充）

35 百万円（32 百万円）

①災害時を含む医療的ケアに関するガイドライン策定に向けた調査研究（新規）

各自治体におけるガイドラインの策定を促進するため、災害時対応を含む盛り込むべき事項など、参考となるひな形等を提示するための調査研究を実施

②医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究

保護者の付添いの状況等を分析し、保護者の負担軽減に関する調査研究を実施

(2) 発達障害のある児童生徒等への支援

◆発達障害のある児童生徒等に対する支援事業（拡充）

120 百万円（50 百万円）

①発達障害のある児童生徒に対する就学前からの切れ目のない支援体制構築事業（新規） 76 百万円

「5歳児健康診査」の健診結果を有効に活用するなどして、発達障害のある児童生徒等に対する就学前からの早期発見・早期支援、円滑な就学や就学後の適切な支援、不登校の未然防止等、切れ目のない支援体制を構築

就学前の診断が困難とされている学習障害児に対するICTを活用した効果的な支援について実践研究を実施

②効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築

③管理職をはじめとする教員の理解啓発・専門性向上のための体制構築

(3) インクルーシブ教育システムの更なる推進

◆インクルーシブな学校運営モデル事業

78 百万円（79 百万円）

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進め、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程及び指導体制の実現を目指し、特別支援学校と小中高等学校のいざれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを構築し、シンポジウムの開催等を通じて、その成果普及を実施

(4) ICT を活用した指導の充実

◆ICT を活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実事業

74 百万円（100 百万円）

文部科学省著作教科書（特別支援学校用）と連動したデジタル教材（動画資料等）を作成し、障害の特性に応じたICT端末の効果的な活用の在り方について研究を実施

◆【再掲】学習障害のある児童生徒等に対するICTを活用した効果的な支援に関する実践研究（新規） 37 百万円

※「発達障害のある児童生徒等に対する支援事業」の内数

(5) 特別支援教育の指導体制等の充実

◆聴覚障害教育の充実事業（新規）

54 百万円

①手話理解を含む聴覚障害教育の充実に向けて、児童生徒等向けの学習コンテンツや指導の手引き等を作成

②各自治体における保健・医療・福祉等の関係機関と連携した聴覚障害のある児童生徒等や保護者への教育相談等を充実

◆外部専門家の配置等（拡充）

156 百万円（150 百万円）

専門的見地から、教員に助言等を行う、医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士などの専門家の配置を支援

災害時の非常用電源等の整備を含め、特別支援教育体制の整備を行う自治体等のスタートアップに係る経費を支援

その他、特別支援教育就学奨励費、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費交付金等を計上

高齢者の活躍に取り組む企業の事例集の展開

厚生労働省 職業安定局 高齢者雇用対策課

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024年改訂版」（令和6年6月21日閣議決定）

III. 三位一体の労働市場改革の早期実行

（1）個々の企業の実態に応じたジョブ型人事の導入

①ジョブ型人事指針の策定

日本企業といつても、個々の企業の経営戦略や歴史など実態が千差万別であることに鑑み、自社のスタイルに合った導入方法を各社が検討できることが大切である。このため、既に導入している多様な企業に御協力をいただき、導入企業の多くの事例を掲載した「ジョブ型人事指針」をこの夏、公表するとともに、その策定においては、可能な限り多様な情報提供を心掛ける。

また、人手不足の中で仕事をしたいシニア層に仕事の機会を提供するため、ジョブ型人事の導入にあわせて、役職定年・定年制の見直し等を進めた企業については、協力をいただき、その内容を情報提供していく。この際、能力のある若手が不満に感じることがないよう、いかにシニア層のスキルに応じた待遇を進めるかについても、情報提供をいただく。

②個々の企業の実態に応じた役職定年・定年制の見直し

企業側には、人手不足の中で、仕事をしたいシニア層に仕事の機会を提供するため、個々の企業の実態に応じて、役職定年・定年制の見直し等を検討いただき、各企業が参考となる事例をまとめ、周知を行う。

具体的な対応内容

高齢者的人事・給与制度の工夫（役職定年の廃止、ジョブ型人事制度の導入等）に取り組む企業において、厚生労働省においてヒアリングを実施の上、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する「高齢者活躍企業事例サイト」に特設ページを作成し、本年9月に14社の事例を掲載した。
(特設ページURL：https://www.elderjeed.go.jp/topics/katsuyaku_jirei_r6.html)

最近の障害者雇用対策について

厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課

我が国における障害者の雇用状況は、令和5年6月1日時点において実雇用率が2.33%と12年連続で過去最高を更新し、また初めて実雇用率が報告時点の法定雇用率（令和5年は2.3%）を上回ったほか、雇用障害者数は64.2万人と20年連続で過去最高を更新するなど、一層進展しています。

令和6年4月に民間企業の障害者雇用率が2.5%となったところですが、令和7年4月には除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイントの除外率が引き下げられる予定です。加えて、令和8年7月からは障害者雇用率の2.7%への更なる引上げが予定されており、37.5人以上の常用労働者を雇用する事業主の皆様は、新たに障害者の雇用義務が生じることになります。（国等の公的機関における法定雇用率についても同様に、令和6年4月から2.8%となっており、令和8年7月からは3.0%に引き上げられます。）

このような動きの中で、新たに障害者を雇用することになる事業主は今後ますます増加する見込みですが、令和6年4月に施行された改正障害者雇用促進法においては、雇用の質を高める観点から、雇入れや雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談支援の創設や、加齢に伴い職場への適応が困難となった障害のある人に対して、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置、設備・施設等の設置等の雇用継続に関する助成金の拡充を行いました。加えて、障害者介助等助成金や職場適応援助者助成金等、既存の障害者雇用関係助成金の見直しも行うことで、障害者を雇用する事業主のための支援を強化しております。

今後の法定雇用率の更なる引上げに向けて、企業の皆様が障害者を雇用するに当たり、都道府県労働局と全国のハローワークでは、各種支援機関と連携し、雇用管理上の配慮などについての助言や、必要に応じて地域障害者職業センターなどの専門機関の紹介、各種助成金の案内など、企業ごとのニーズに合わせて、求職者の開拓等の準備段階から採用後の定着支援まで障害者雇用を一貫して支援しております。また、障害者雇用制度の内容、障害者の雇用管理に関する情報、各種支援策などへの理解を深めるための事業主向けセミナーや、障害者雇用に先進的に取り組んでいる企業を訪問し、障害者が実際に働いている様子を見学する企業見学会等を開催しておりますので、まずは事業所管轄のハローワークにお気軽にご相談ください。

厚生労働省としては、引き続きこれらの取組を通じて障害者の方一人ひとりが、その障害特性や希望に応じて能力を有効に発揮できる就職の実現や、雇用後においても能力等を発揮し活躍できる環境の整備に取り組んでまいります。

【全国のハローワーク所在地案内】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hello_work.html

以下のQRコードからもアクセスが可能です。



事業主のみなさまへ

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point
①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。 (令和6年4月以降)

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	2.5% ⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Point
②

除外率が引き下げられます。 (令和7年4月以降)

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わります。（現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。）

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 　・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	5%
・建設業 　・鉄鋼業 　・道路貨物運送業 　・郵便業（信書便事業を含む）	10%
・港湾運送業 　・警備業	15%
・鉄道業 　・医療業 　・高等教育機関 　・介護老人保健施設 　・介護医療院	20%
・林業（狩猟業を除く）	25%
・金属鉱業 　・児童福祉事業	30%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	35%
・石炭・亜炭鉱業	40%
・道路旅客運送業 　・小学校	45%
・幼稚園 　・幼保連携型認定こども園	50%
・船員等による船舶運航等の事業	70%



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL050301雇障01



Point
③

障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。

▶精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになります。

▶一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

Point
④

障害者雇用のための事業主支援を強化（助成金の新設・拡充）します。 (令和6年4月以降)

※詳細が決まり次第、別途ご案内予定

▶雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設します。

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになります。
- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになります。

▶既存の障害者雇用関係の助成金を拡充します。

障害者介助等助成金（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の拡充、職場実習・見学の受入れ助成の新設など、事業主の皆様の障害者雇用の支援を強化します。

Q & A

Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？

- A1. ①令和6年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和7年4月1日から同年5月15日までの間）
新しい法定雇用率（2.5%）で算定していただくことになります。
- ②令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）
令和8年6月以前については2.5%、
令和8年7月以降については2.7%で算定していただくことになります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。
- ▶「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>



Q3. 法定雇用率及び除外率制度について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？

- A3. 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和5年度は2.6%、令和6年4月1日から2.8%、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に段階的に引き上げとなります。除外率制度についても、同様に10ポイント引き下げられます。
- なお、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和5年度は2.5%、令和6年4月1日から2.7%、令和8年7月1日から2.9%となります。

障害者自立支援機器等開発促進事業と厚生労働科学研究費補助金に係る

研究の紹介

厚生労働省 障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室

福祉工学専門官 中村美緒

障害者自立支援機器開発促進事業は、平成22年より発足し、企業に対する開発補助事業、平成26年よりニーズシーズマッチング強化事業、また令和4年度から自立支援機器イノベーション人材育成事業と3つの事業を展開しながら、障害者のための支援機器開発及び普及促進を進めております（図1参照）。また、厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業と連携しながら、支援機器開発・普及促進のためのモデル拠点構築や支援機器開発コーディネーター育成等に関する研究を行い、本事業をより効果的に進めるための仕組みづくりを行っております（図2参照）。

1. 障害者自立支援機器等開発促進事業に係る合同応募説明会のご案内

厚生労働省では、障害者の自立や社会参加を支援する機器等の開発を促進するため「障害者自立支援機器等開発促進事業」を実施しています。この度、令和7年度の公募開始（予定）に先立ち、障害者自立支援機器等開発促進事業に係る公募説明会を以下の日程の通り開催いたします。今回初めての取り組みとして、総務省及び国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）と合同で公募説明会を開催する運びとなりました。両会場ともオンラインでの同時配信を予定しておりますので、参加をご希望の方あるいはご興味のある企業・団体等の方がおりましたら、ご周知いただきますよう宜しくお願ひ致します。詳細に関しましては、厚生労働省ホームページ（右下にQRコード添付）をご確認ください。

＜障害者自立支援機器等開発促進事業に係る公募説明会＞

（1）大阪会場

令和7年1月17日（金） 14:30～16:00 近畿厚生局 大阪合同庁舎



（2）東京会場

令和7年1月20日（月） 14:30～16:30 総務省（中央合同庁舎第2号館）

2. 障害者自立支援機器開発に携わる医療・福祉・工学分野の人材育成モデルの普及促進に資する研究の紹介

今回の号では、令和6年度から新たに始まりました、厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「障害者自立支援機器開発に携わる医療・福祉・工学分野の人材育成モデルの普及促進に資する研究、令和6年～令和8年、研究代表者：井上剛伸」についてご紹介させていただきます。

本研究の目的は、障害者のための支援機器開発・利活用に携わる医療福祉専門職や開発者のすそ野を拡大することです。支援機器開発・利活用過程における実践的な学びの場の提供及び人材育成のためのプログラムを策定し、全国的に試行実装するといった取り組みを行います。生活支援工学及び理学療法、作業療法、言語聴覚療法、視能訓練といった各領域において、専門職団体と協力しながら、それぞれの領域の現状や課題に合わせた形で支援機器の開発や利活用に関わる人材育成プログラムを作成し、試行実証を実施いたします。貴学会にも生活支援工学の団体として協力いただいており、来年度以降会員の皆様にご受講いただけるようなプログラムの準備を進めております。

障害者自立支援機器等開発促進事業

1 事業の目的

障害者の自立や社会参加を支援する機器の開発においては、障害像が個別・特異的で多岐にわたるため障害者のニーズと開発者のシーズのマッチングが非常に難しい。またマーケットが小さく技術はあるが開発や製品化及び事業化が進まない状況にある。このため、ニーズとシーズのマッチングを促進するために、開発企業が障害者等と連携して開発する取組に対して助成を行うとともに、障害者等の多岐にわたるニーズを的確に捉え、事業化の視点を踏まえ開発を始める事で支援機器の製品化及び事業化を加速する人材を育成する取組に対して助成を行う。

2 事業内容

- (1) 障害者の自立支援機器の開発（実用的な支援機器の製品化）に対する助成
 - ①テーマ設定型事業、②製品種目特定型事業、③指定補助金等の交付等に関する指針に基づく事業
- (2) ニーズ・シーズマッチング強化事業
- (3) 自立支援機器イノベーション人材育成事業

3 実施主体

民間団体（公募）

4 補助率

- (1) は、中小企業 2/3（※（1）-②③は初年度のみ10/10）、大企業・公益法人 1/2
- (2) ・ (3) は、定額（10/10相当）

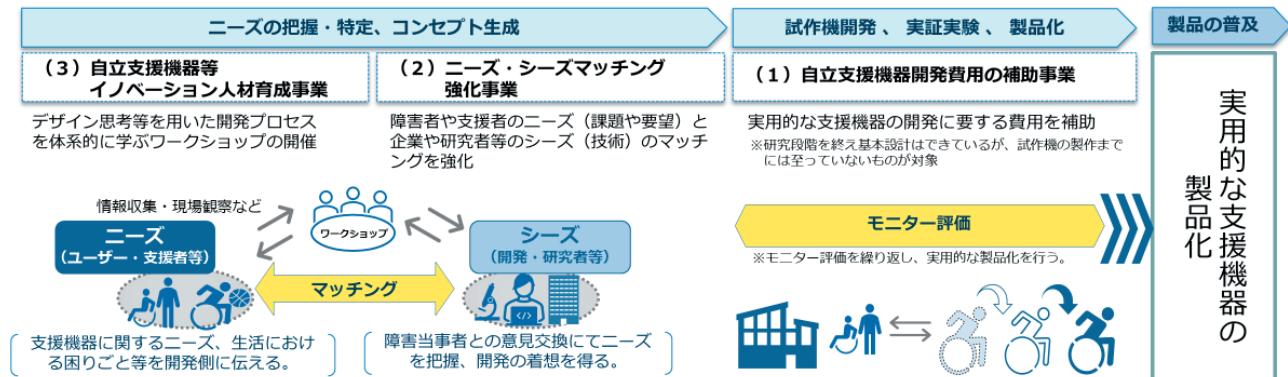


図1 障害者自立支援機器等開発促進事業の概要

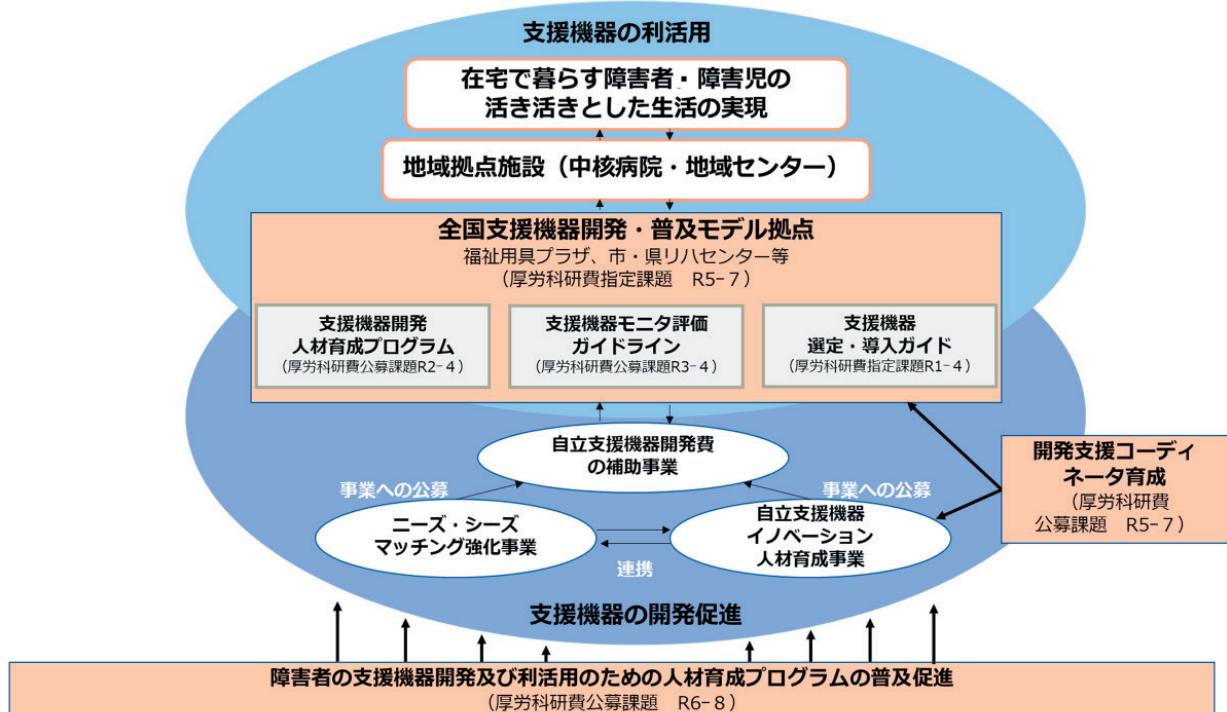


図2 障害者のための支援機器開発及び普及促進のための仕組み

介護現場における生産性向上

厚生労働省老健局 高齢者支援課

今後、介護サービスの需要が更に高まる一方、生産年齢人口が急速に減少していくことが見込まれる中で、介護人材の確保は喫緊の課題とされている。厚生労働省では、そういった課題に対応すべく、介護現場における生産性向上の取組を推進している。

介護現場における生産性向上とは、介護ロボット等のテクノロジーを活用し、業務の改善や効率化等を進めることにより、職員の業務負担の軽減を図るとともに、業務の改善や効率化により生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充て、利用者と職員が接する時間を増やすなど、介護サービスの質の向上にも繋げていくことと考えている。厚生労働省では、介護現場で生産性向上の取組が進むよう、「生産性向上に資するガイドライン」を作成し、活用を促している。このガイドラインでは、取り組む際のポイントや好事例を紹介している。

急激な人口減少社会への対応として、利用者起点で我が国の行財政の在り方を見直し、デジタルを最大限に活用して公共サービス等の維持・強化と地域経済の活性化を図り、社会変革を実現するため、令和5年10月に議長を内閣総理大臣とするデジタル行財政改革会議が設置された。同年12月20日に取りまとめられた中間報告では、デジタル技術の導入支援や相談窓口の設置などによって生産性向上が進む事業所がある一方で、取組が幅広く普及しているとは言えない状況であることから、「介護分野におけるデジタル行財政改革の方向性」として、①補正予算を含む財政支援、②介護報酬改定において生産性向上の取組を促進、③人員配置基準の特例的な柔軟化等で先進的な取組を支援、④明確なKPIでPDCAサイクルを回すこととしている。

具体的には、生産性向上の取組が進んでいない事業所が多い現状を踏まえ、そういった事業所に対しては、デジタルを活用できる人材育成支援、テクノロジーの導入補助、相談窓口の設置等による支援のほか、令和6年度介護報酬改定における委員会設置義務化等を実施した。また、同改定では、取組を更に進めるための支援として、デジタル技術等を活用した継続的な生産性向上の取組を評価する生産性向上推進体制加算を創設するとともに、先進的な事業所を評価する仕組みとして、介護付き有料老人ホーム等の人員配置の特例的な柔軟化等を措置した。こうした取組により、生産性向上の取組が進んでいる事業所を増やしていくことをイメージしている。

取組の進捗を把握するためのKPIでは、「都道府県ワンストップ窓口の設置数」や「ICT・ロボット等の導入事業者割合」のような基盤・環境の整備（インプット）、加算取得事業者等による平均残業時間の縮減といった基盤・環境の活用（アウトプット）によって、年間の離職率の変化や人員配置の柔軟化といった効果の創出（アウトカム）を目指すこととしている。KPIの主要指標は、デジタル庁のダッシュボードで進捗状況を見える化し分かりやすくお示ししている。

テクノロジーを導入するにあたっては、導入すること自体が目的にならないように留意する必要がある。生産性向上の取組の一環として適切に業務分析を行い、課題に対する打ち手として、テクノロジーの活用を検討することが望ましい。そのため、都道府県に「介護生産性向上総合相談センター」を設置し、地域の実情に応じた相談対応や関係機関への繋ぎ・連携をワンストップで対応する体制を構築すべく取り組んでいる。令和6年度中に31都道府県で設置される見込みで、令和8年度までに全都道府県での設置を目指している。

質の高いサービスを提供する為には、職員が働きやすい職場環境づくりが欠かせない。介護現場の経営者の方から現場職員の皆様まで、生産性向上の考え方をご理解いただき、働きやすい職場環境を実現していただきたい。

高齢者・障害者支援分野における最近の標準化について

経済産業省 イノベーション・環境局 国際標準課

高齢者・障害者配慮設計（以降、アクセシブルデザイン）の標準化は、国際標準化機構（ISO）においても、世界の人口高齢化及び障害者の社会参加がさらに進むとの認識から、重要テーマのひとつとして推進されています。

我が国では、ISOにおいて、「高齢者及び障害のある人々のニーズに対応した規格作成配慮指針（ISO/IEC Guide71）」が2001年に発行されたことを受け、これと整合した国内規格としてJIS Z 8071（規格におけるアクセシビリティ配慮のための指針）が2003年に制定されました。その後、ISO/IEC Guide71の第2版が2014年に発行されたことに伴い、JIS Z 8071も2017年に改正されました。

JIS Z 8071は、各種の製品やサービス、生活環境の整備を目的とした規格の作成に際し、アクセシビリティに関する要求事項や推奨事項を取り入れる際の指針となる「基本規格」として制定されています。本JISの制定とともに、日本工業標準調査会（当時）から、「高齢者・障害者への配慮に係る標準化の進め方」が提言され、政策の方向性が示されました。これらを踏まえ、アクセシブルデザインに関するJISの制定が進められており、「基本規格」の他、様々な製品等に共通の規格としての「共通規格」、さらに個別の製品や環境ごとの規格が制定され、その分野は包装・容器、消費生活製品、施設・整備、情報通信、コミュニケーション等、多岐にわたります。

また、近年、ISO等において、製品だけではなく、サービス分野等の規格が制定されるようになり、このような環境変化に対応するため、2019年7月に産業標準化法が改正され、JISの対象にデータ、サービス等が追加されました。アクセシブルデザイン関連JISにおいても、これまで製品に関する規格が多く制定されてきましたが、2024年3月に、サービス分野の規格として、JIS Y 0201-1「アクセシブルサービス第1部：サービス提供者の基本的配慮事項」をはじめとしたJIS Y 0201シリーズが制定されました。JIS Y 0201-1は、障害のある人々や高齢者等が社会参加する際に、サービス提供者が、サービスを受ける方の障害の特性や、年齢、身体の機能・状態に応じて、アクセシブルなサービスを提供することを可能にするための基本的な配慮事項について規定しています。産業標準化法の改正によって、JISの対象がサービス分野等にまで拡大されたことにより、JIS Y 0201シリーズのみならず、今後も様々な内容のサービス規格の開発が期待されます。

これまで、関係者の尽力の下に、アクセシブルデザイン関連JISの体系的な整備が進められ、2024年12月現在、48規格が制定済みとなっています。経済産業省では、我が国の標準化活動の在るべき姿や課題・取組事項の整理のため、2023年6月に「日本型標準加速化モデル」を公表しており、その中で、アクセシブルデザイン関連の標準化は、安全・安心を中心とした高品質な製品・サービスを支えるための基盤的活動に位置づけられています。近年、消費者の価値観の多様化等により、製品・サービスの価格や品質のみではなく、例えば、リサイクル等の環境配慮がなされている、原材料の調達や生産において人権が尊重されている、高齢者アクセスやジェンダーが意識されている、といった多様なニーズへの対応が求められるようになっています。今後、市場においてもアクセシビリティへの配慮が重要となることが予想される中、これらのニーズへの対応を付加価値につなげていく上で、より戦略的な標準化活動も期待されます。経済産業省としても、社会状況等の変化や技術の進展、それに伴うニーズの変化に適切に対応すべく、国内外の動向やニーズの把握を進めていくとともに、引き続き関係機関と連携しながら、基盤的標準化活動の深化と戦略的標準化活動の推進に取り組んでまいります。